

議事日程 令和3年3月5日 午前9時開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 付託議案の審査について

議案第 1号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第9号)について(所管部分)

議案第 2号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第 3号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

議案第 4号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第11号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案第13号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第15号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算について(所管部分)

議案第16号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について

議案第17号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第18号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席委員(6名)

委員長	伊藤好博君	副委員長	鎌田鷹介君
	古村護君		加藤真人君
	伊藤守君		中川和子君

欠席委員(0名)

委員外出席議員(2名)

議長 服部 芙二夫 君

副議長 三輪 一 雅 君

議場出席説明者

町 長	加藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山北 哲 君	教 育 課 長	黒田 和 弘 君
住 民 課 長	伊藤 正 典 君	福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君
教 育 課 長 補 佐	川 端 浩 揮 君	住 民 課 長 補 佐	多 賀 晶 子 君
福 祉 健 康 課 長 補 佐	伊 藤 マ ヲ ミ 君	福 祉 健 康 課 長 補 佐	佐 藤 信 恵 君
福 祉 健 康 課 長 補 佐	服 部 直 子 君		

事務局出席職員

書 記 事務局長 平松 孝 浩 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

午前 9時 0分開会

○委員長（伊藤好博君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、教育民生常任委員会を招集させていただきましたところ、議長並びに委員の皆さんには何かと御多用の中、御出席を賜りありがとうございます。また、加藤町長はじめ執行部の皆様にも出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の教育民生常任委員会は、令和3年第1回定例会で付託されました12議案を審議する重要な委員会でございます。議案審議には慎重審議をいただきますとともに、委員会運営に当たりまして、皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日の委員会の出席委員数は6名です。よって、委員会条例第14条の規定により、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会します。

次に、本日の書記の指名を行います。

委員会条例第27条の規定により、書記には平松議会事務局長を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、書記には平松議会事務局長を指名します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（伊藤好博君） 日程第1、会議録署名委員の指名について行います。

本日の会議録署名委員は、伊藤守委員、中川和子委員の両名を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、伊藤守委員、中川和子委員の御

両名の方、よろしくお願いいたします。

本日の議案審議に入ります。

初めに、加藤町長より議事日程の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

今朝ほど早くニュージーランドでマグニチュード8.1を記録するような地震が発生したようでございますが、今のところ津波の影響についての情報は入っておりませんが、先般、福島でもございました。巨大地震が心配されるところでございますが、一方で、今朝ほど早くからも、朝7時頃でしたか、政府は諮問会議を開いて、コロナの緊急事態宣言のことについての諮問がされたようでございます。首都圏はどうも延長するというような方向でございますが、片や、私ども三重県においては、この7日をもって解除されるような報道がされておりますが、しかし、安堵するわけにはいきません。コロナ対策には十分気をつけていかなあかんと思っております。当町においても、先ほど庁舎の換気をするということで、今そういった体制も取らせていただいておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしますと思っております。

そうした中、先般3月1日に、令和3年の第1回の本曾岬議会定例会を招集させていただきました。26議案を執行部から提出させていただきました。開会日初日に3議案につきまして御審議いただき、承認いただきました。本当にありがとうございました。

つきましては、あと23議案につきましては、それぞれの両常任委員会に付託いただきまして、本日の教育民生常任委員会には、お手元の事項書にございますように、12議案を付託いただいたところでございます。当委員会での議事につきましては、まず、議案第1号につきましては、令和2年度の町一般会計の補正予算の所管部分についてから、第2号につきましては国民健康保険特別会計、第3号につきましては後期高齢者医療特別会計、第4号につきましては介護保険特別会計、それぞれの令和2年度の各会計の補正予算案件4議案でございます。

続いて、議案第11号につきましては国民健康保険条例、第12号につきましては輪心乃里の設置及び管理に関する条例、第13号につきましては介護保険条例、第14号につきましては、省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例のそれぞれの条例改正案4件、4議案でございます。

それから、続いて、議案第15号につきましては、令和3年度の町一般会計の予算の所管部分についてから、第16号につきましては国民健康保険特別会計、第17号につきましては後期高齢者医療特別会計、第18号につきましては介護保険特別会計、それぞれの会計の令和3年度の会計予算についての案件が4議案でございます。当委員会には合わせて12議案を付託いただき、本日御審議いただくところでございます。いずれの案件につきましても、重要な案件ばかりでございます。後ほどそれぞれの担当のほうから詳細に説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。

加藤町長の議事日程の説明が終わりました。

それでは、お手元の日程に従い、会議を進めさせていただきます。

日程第2 付託議案の審査について

○委員長（伊藤好博君） 日程第2、付託議案の審査についてを議題といたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分、議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第4号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分、議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についての12議案であります。

ここでお諮りいたします。

付託議案の審査方法につきましては、先に1件ごと全議案を審議することとし、その後、討論、採決についても1件ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、付託議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、補正予算の議案について説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）でございます。この所管部分について説明をさせていただきます。

説明につきましては、事項別明細書のほうで説明をさせていただくこととして、歳入の

10ページ、お願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） じゃ、10ページ、11ページをお願いします。

よろしいでしょうか。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、111万1,000円を追加するものでございます。保育料負担金については、保育料の算定基礎となる保護者の所得見込みの増加により、追加補正させていただくものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。

2目衛生費負担金では、42万円を減額するものでございます。保健衛生費負担金については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため各種教室等を中止したことにより、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 4目教育費負担金では、今回214万4,000円を減額するものでございます。社会教育負担金では、公民館講座の受講者の見込みにより、また、学校給食費負担金につきましては、最終の調定の見込みによりまして、それぞれ減額を行ったものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 13款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料では、2万7,000円を減額するものでございます。福祉施設使用料については実績等の収入見込みより既決の予算額を精査し、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 5目教育使用料では、今回13万3,000円を減額するものでございます。教育委員会が管理します施設の使用料収入につきまして、見込みによりそれぞれ減額を行ったものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページ、めくっていただきまして、14ページ、15ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、716万9,000円減額するものでございます。住民課所管では、国民健康保険保険基盤安定負担金の保険者支援に係る国の負担金が確定したことから、その差額分を増額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、3節の障がい者自立支援給付費等国庫負担金については、交付申請見込みにより、448万6,000円減額させていただくものでございます。

あと、6節の児童手当及び子ども手当国庫負担金については、児童手当児童数の確定見込みに伴い、117万円を減額補正させていただくものでございます。子育て世帯への臨

時特別給付金については、事業費及び事務費の精査により、減額補正させていただくものでございます。

2目の衛生費国庫負担金では、3,002万5,000円を追加するものでございます。こちら、保健衛生費の国庫負担金については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担金としまして、木曾岬町の全町民の方のワクチンの接種費用に係る事業費分の負担金を追加補正させていただくものでございます。

16ページと17ページをお願いします。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、1,380万7,000円を減額するものでございます。8節の社会福祉費補助金については、特別定額給付金補助金としまして、事業完了に伴う精査により、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 3目教育費国庫補助金では、45万4,000円を追加するものでございます。特別支援教育就学奨励費補助金では、交付の見込みにより減額、公立学校情報機器補助金につきましては、GIGAスクール関連の整備の補助金の精査によります減額、また、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業補助金では、新型コロナウイルス感染症の感染対策に係る経費につきまして、学校1校当たり80万円を基準として、その2分の1を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項委託金、1目民生費委託金では、73万9,000円減額するものでございます。国民年金事務の確定見込みにより、減額するものでございます。

ページ、めくっていただきまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、128万5,000円減額するものでございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金において、保険料軽減分や保険者支援分に係る県の負担金が確定したことから、その差額分をおのおの精査するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、4節の障がい者自立支援給付費等県負担金については、交付申請見込みにより、減額補正させていただくものでございます。

2目衛生費県負担金では、10万円を減額するものでございます。保健事業費負担金については、特定不妊治療の申請者減少により、減額補正させていただくものでございます。福祉健康課所管としまして、6節のところの児童福祉費補助金については、施設型給付費・地域型保育給付費補助金としまして、交付決定見込みにより、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 2項県補助金、1目民生費県補助金では、345万5,000円減額するものでございます。住民課所管では、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金、ひとり親等医療費補助金において、医療費の実績見込みから県補助金の交付見込額を精算し、おのおの精査するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） ページ、おめくりいただきまして、20、21ページでございます。

7目教育費県補助金では、今回10万円を追加し、55万円としております。放課後子ども教室推進事業補助金におきまして、ホリデー教室開催に伴います補助金の追加交付を受けるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項委託金、2目民生費委託金では、5,000円増額するものでございます。人権啓発活動推進事業委託金の確定によるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） ページをおめくりいただきまして、22、23ページでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、7目夢とふれあい教育基金繰入金では、今回36万円を減額し、312万円としております。夢とふれあい教育基金の貸付金額の確定により、精査をしたものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、24ページ、25ページをお願いします。

20款の諸収入、4項5目の雑入の過年度収入でございます。こちらについては、令和元年度の実績報告に伴う精算により過年度分の負担金を受け入れるため、追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、雑入のうち資源ごみの売払手数料でございますが、缶類や古紙などの買取り価格の下落によりまして、減額するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 項、変わりがまして、5項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入でございます。このたび70万円を追加し、210万円とするものでございます。夢とふれあい教育基金の繰上償還に伴います受入れによるものでございます。

以上が歳入の御説明でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

40ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉総務費、1目社会福祉総務費では、3,701万9,000

円減額するものでございます。住民課所管の主なものは、ページ、めくっていただきまして、繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金では、保険財政基盤安定繰出金等の確定に伴う増額、後期高齢者医療特別会計繰出金では、令和元年度の療養給付費の負担金の精算受入れに伴い、減額を行うものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、14節の工事請負費については、社会福祉施設の改修工事の契約締結に伴う請負差金により、3,100万円減額補正させていただくものでございます。次の備品購入費については、社会福祉施設改修に伴う備品購入でありまして、契約に伴いまして、請負差金を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、3目の老人福祉費では、254万5,000円を減額するものでございます。福祉健康課所管としましては、報償費の敬老会記念品及び長寿者褒賞金については、支出額の確定見込みにより、減額補正させていただくものでございます。19節の扶助費については、養護老人ホームの措置費等の支出見込みにより、減額補正させていただくものでございます。

44ページ、45ページを御覧ください。

27節の繰出金の介護保険特別会計繰出金については、介護給付費繰出金、事務費繰出金などの精査により、114万3,000円を追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） ページ、戻っていただきまして、43ページの18節負担金、補助及び交付金でございます。住民課の所管といたしまして、長寿医療健康診査費用の助成金の確定見込みにより、不用額を減額するものでございます。

ページ、めくっていただきまして、5目の国民年金費では、259万円減額するものでございます。人件費の減額に伴う減額でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費では、913万9,000円を減額するものでございます。福祉健康課所管としましては、7節報償費の心身障害者福祉年金の支給確定に伴う減額補正をさせていただくものでございます。

次に、19節扶助費の自立支援給付費については、新型コロナウイルス感染症に伴う利用者の減少により、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、役務費の証明料、また、扶助費の障がい者医療の助成金、65歳以上重度障がい者医療助成金において、本年度の助成実績から見込額を推計して、おのおの補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 11目特別定額給付費では、661万9,000円を減額するものでございます。本給付金は、国の緊急経済対策に伴う1人10万円の給付でありまして、木曾岬町においては6,221人に給付しまして、給付率は99.8%でした。10節需用費から、次のページの18節負担金、補助及び交付金までについては、給付事業の完了に伴いそれぞれ精査し、減額補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、13万3,000円を減額するものでございます。

48、49ページをお願いします。

22節の償還金、利子及び割引料については、過年度国庫支出金償還金の令和元年度子ども・子育て支援交付金及び令和元年度子育てのための施設等の利用給付交付金の確定及び過年度県支出金・償還金の令和元年度施設型給付費・地域型保育給付費補助金などの確定に伴う精算により、追加補正させていただくものでございます。

2目児童措置費では、885万5,000円を減額するものでございます。福祉健康課所管としまして、3節の職員手当から19節の扶助費については、新型コロナウイルス感染症の経済対策に係る子育て世代への臨時特別給付金などの精査に伴い、減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、11節の役務費の証明料、また、19節の扶助費、子ども医療費助成金において、本年度の助成実績から見込額を推計して、減額するものでございます。

3目母子福祉費では、3万3,000円減額するものでございます。役務費の証明料、扶助費のひとり親家庭等医療費助成金において、本年度の助成実績から見込額を推計し、減額するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目こども園費では、328万1,000円を減額するものでございます。報酬については、会計年度任用職員保育士の採用開始時期による雇用期間の変更により、187万1,000円減額補正させていただくものでございます。

次のページをお願いします。

需用費については、給食費の実績及び推計によりまして24万円の追加、地域活動費は新型コロナウイルス感染症に伴い夕涼み会などの中止に伴い、減額補正させていただくものでございます。

6目学童保育所費では、国庫と県費のそれぞれ50万円ずつのプラスマイナスゼロという財源振替を行うものでございます。

4款の衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、134万円を減額するものでございます。

52ページ、53ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、飲食を伴う各種事業を中止したことにより、材料費分を減額補正させていただくものでございます。

3目予防費では、3,156万5,000円を追加するものでございます。負担金、補助及び交付金については、関係負担金としまして、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査を行った町内の2つの医療機関に対して、検査1件1万円の支援をするため、1か月に30件を見込み、昨年11月から本年3月までの5か月分の支援をするため、追加補正させていただくものでございます。予防接種負担金としましては、新型コロナウイルスワクチンの全町民の方が接種2回分の接種費用に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

4目母子保健衛生事業費では、35万円を追加するものでございます。報償費の謝礼金については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策による事業の減少により、減額補正させていただくものでございます。委託料の妊婦健康診査委託料については、妊婦数の延べ88人増加見込みにより、追加補正させていただくものでございます。

5目成人等保健事業費では、246万8,000円を減額するものでございます。委託料のがん検診及び基本健康診査の委託料については、受診希望者の減、行事健康カレンダー作成委託料については、契約締結に伴う不用額を減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） ページ、おめくりいただきまして、54、55ページをお願いします。

6目の環境衛生費では、12万6,000円減額するものでございます。火葬場の運営事業において、事業精査により、減額をするものでございます。

2項清掃費、1目し尿処理費では、25万円減額するものでございます。桑名・員弁広域連合構成自治体の負担金の確定により減額をさせていただくものでございます。

2目塵芥処理費では、580万2,000円減額するものでございます。主なものとしたしましては、報償費では、資源ごみ回収報奨金の助成の実績による精査、また、委託料では、ページを渡っていただきまして、資源ごみの収集委託の事業精査により、それぞれ減額するものでございます。

3項1目公害対策費では、5万3,000円減額するものでございます。事業精査により減額するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） ページをおめくりいただきまして、74、75ページをお願いいたします。

9 款教育費でございます。1 項教育総務費、1 目教育委員会費で、今回 1 9 万 9, 0 0 0 円を減額するものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止となりました教育委員の研修視察等の不用額を減額しております。

その下、2 目事務局費では、今回 4 9 7 万 3, 0 0 0 円を減額しております。事務事業を精査いたしまして、業務を完了したものについてはその不用額を、また、業務遂行中のものにつきましては、今後の執行額の見込みを整理を行っております。その主なものとしたしましては、報償費では、講師の招聘に係ります謝礼金などを精査したことによる減額、委託料では、児童の下校時における安全監視員の委託業務、図書館業務、外国人児童生徒対応に係る外国語指導の助手について、見込みにより減額、負担金、補助及び交付金につきましては、次ページに渡りまして、町人権教育研究協議会などの補助金を見込みの精査によりまして、減額をしているところでございます。また、積立金につきましては、御厚意によりいただきました寄附金と繰上げの償還をいただいておりますので、それを夢とふれあい教育基金に積立てをさせていただくものでございます。

項が変わりまして、2 項小学校費、1 目学校管理費では、今回 3 9 2 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。主なものとしたしまして、賃金関係での非常勤講師の県費での併用に伴います見込額の精査、需用費では、歳入でも御説明させていただきました感染症対策等の学校教育活動継続支援事業による学校における感染症対策に必要な消耗品等の購入費用を追加するとともに、光熱水費などにつきましては、見込みを精査いたしまして減額、委託料につきましては、各種機器やビオトープの保守委託料、P C B 含有廃棄物の処分量の確定によりまして、不用額を減額したものでございます。

ページ、めくっていただきまして、7 8、7 9 ページでございます。

備品購入費につきましては、需用費と同様に、補助金を活用いたしました感染症対策備品の購入費用を追加いたしまして、扶助費につきましては、特別支援教育就学奨励費、準要保護児童就学援助費の確定の見込みにより、それぞれ減額を行うものでございます。

2 目教育振興費では、今回 2 8 4 万 7, 0 0 0 円を減額するものでございます。事業の中止に伴う情操教育の減額のほか、G I G A スクール関連の事業費の見込みが確定したことによりまして、その不用額を減額するものでございます。

項、変わりまして、3 項中学校費でございます。1 目学校管理費におきましては、今回 9 5 万円を減額しております。その主なものとしたしましては、小学校同様に、賃金関係での非常勤講師の県費併用に伴う見込額の精査、需用費では、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業によります学校における感染症対策に必要な消耗品の購入費用を追加するとともに、光熱水費などについては見込みを精査、委託料につきましては、保守点検や清掃委託料の不用額を減額したものでございます。また、備品購入費におきましても、感染症対策備品の購入費用を追加いたしまして、ページをおめくりいただきまして、1 9 節の扶助費につきましては、準要保護生徒の就学援助費の確定の見込みによる追加を行ったも

のでございます。

2目教育振興費では、今回199万7,000円を減額するものでございます。こちらも小学校費同様に、GIGAスクール関連の事業費の見込みが確定したことにより、不用額を減額するものでございます。

項、変わりました、5項社会教育費、1目社会教育総務費では、今回85万1,000円を減額するものでございます。その主なものといたしましては、委託料におきまして、町民ホール内の設備の保守点検業務やイベントに係る不用額、また、補助金につきましては、青少年育成町民会議や文化協会の補助金につきまして精査をいたしまして、減額したものでございます。

2目公民館費では、今回40万7,000円を減額しております。公民館講座や教室の開講の見込みによりましてその経費を精査し、不用額を減額したもので、次のページに渡りまして、説明欄記載のとおりでございます。

5目図書館費におきましては、今回3万円を減額しております。図書館で予定しておりましたミニイベントにつきまして、新型コロナウイルスの関係で開催ができませんでしたので、その事業費、謝礼金を減額するものでございます。

項、変わりました、6項保健体育費でございます。1目保健体育総務費では、今回317万5,000円を減額するものでございます。主なものといたしまして、委託料では、美し国三重市町対抗駅伝大会は中止になったことに伴い、実行委員会への委託金の精査、また、きそさきAZクラブへの体育系町民講座の実施状況によります精査、ページ、めくっていただきまして、負担金、補助及び交付金におきましては、体育協会の補助金やスポーツ選手の全国大会出場補助金の精査によりまして、その不用額を減額したものでございます。

2目保健体育施設費では、今回524万3,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、需用費では、町体育館などの光熱水費の見込みの精査、委託料におきましては、木曾川グラウンド、ちびっこ広場における緑化管理業務の契約差金等の不用額を減額したものでございます。

3目学校給食費では、今回382万4,000円を減額しております。その主なものといたしましては、給食センターの調理員の採用が1月になったことに伴いまして、その人件費の不用分を減額、ページをおめくりいただきまして、17節備品購入費では、給食センターの備品の購入による契約の差金を不用として減額したものでございます。

以上が令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分の御説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

なお、進行上、発言される方は手を挙げられ、委員長の許可に基づき発言されるようよ

ろしくお願いいたします。

○委員（古村 護君） 質問の関係は歳入歳出分けたほうがいいですか。先に歳入だけ、あるいは歳出、後から。

○委員長（伊藤好博君） 分かりやすいように言っていただければ結構です。

○委員（古村 護君） では、大丈夫ですか。分かりました。ありがとうございます。

それでは、歳入関係、11ページですけれども、先ほど保育料の関係で177万2,000円の増額の説明を受けました。この中身は、所得見込みの増加ということでしたけれども、人員の増加あるいは所得改正の見直し等があったのか、なかったのか、お知らせください。

それと、歳出、43ページですけれども、社会福祉総務費の中のふれあいの里の改修工事に関して、3,100万円の減額となっておりますけれども、この部分は請負差金による減額という話はいただきました。今日も雨が降っていて思ったんですけれども、施設の外側、外構工事に関してなんですけれども、こういった雨の降った日に例えばスロープとか、玄関周りとか、そういったところに雨よけがないような気がしたので、この工事関係が、それが含まれているのかどうかを確認だけしておきたいなと思います。よろしく願いします。

以上、2点です。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、11ページのほうの歳入のほうの内容なんですが、こちらにつきましては、もともと保育料というのは4月から8月分までが前々年度の所得に対して保育料を徴収しておりまして、9月から翌年の3月までについて、前年の所得での保育料を皆さんに納付をお願いしているという状況でございます。

その8月から翌年3月分までの保育料について、所得が増加したということで、その見込みによりまして保育料が増えたということで、今回増額補正ということで御理解いただけたらと思います。

次に、43ページのほうをお願いします。

先ほど外構のところ、スロープに対しては確かに今回屋根等はないんですけれども、あくまで今回は改修工事ということで、極力、施設のほうに巡回の車が横づけはできるような形で舗装等もして、旋回もできるような形には取って、極力雨には濡れないという形は取った形での改修工事を行っているということで、御理解いただけたらと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（古村 護君） 今日も見えたんですけど、アスファルト舗装がされているので当然車等は入れるので、それから玄関から約4メートルぐらいはあるかなというふうに。それから、スロープはそのまま南側にあるのでそこからというのは分かるんですけれども、こういった雨の場合に、それぞれの方に傘を差してというのもどうかなと思って、お聞きしました。

○福祉健康課長（松本 大君） その辺りの今回改修については、実際に社会福祉協議会のほうの事務局とも、スロープとかの設置場所とか、そういう旋回の内容についても協議した上での改修の施工内容となっておりますので、今御意見いただいた内容は確かに分かるところはあるんですが、その辺りも協議した上での改修ということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○委員（古村 護君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございましたら御発言ください。

よろしいですか。

○委員（伊藤 守君） 15ページの右の一番下、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費ですけど、もうちょっと詳しく、どこまでが対策費になっているかということを知りたいんですけども。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回ワクチン接種につきましては、御存じかと思うんですけども、1人2回接種が必要となっております。それに対して、今回1件当たり2,070円の消費税で、1人1回の接種費用というのが全国统一での単価が示されております。ですので、2,070円に消費税を掛けて2,277円という金額が1回当たりですので、それに対して、1人2回を接種する場合については、4,554円、1人、今、接種費用がかかる状況でございます。

そして、あと、実際に接種に来た方が体調不良とかで予診で終わった場合の方もあるので、そういうことを想定して、予診費用のみの方については、1回当たり1,540円という金額に消費税で、1,694円という金額が示されております。そちらの費用も見込んだ上と、プラス、予診費用加算としまして、6歳未満の方につきましても加算分が見込まれておりますので、その加算分も見込んで、負担金の100%補助ですので、全額、町民分の人数とそういう加算分も含めてこの金額での負担金ということで、今回予算計上のほうをさせていただいています。人数は6,500人分を見ております、全町民としましては。

○委員（伊藤 守君） 続けてです。同じことですけども、これは注射、ワクチンを打つ費用ということですか。例えば前もほかのことで聞いたんですけども、それに関わる例えば木曾岬は各とこでやると思うんですけども、それで足りるということですか。足りるというか。

○福祉健康課長（松本 大君） こちらにつきましては、ワクチン接種の手間代とか、そういう費用も全て含めて1人当たり2,070円掛ける消費税というふうに、国から単価の内訳についても、そういう諸費用も含めてということを示されていますので、その辺りも全部含めてということで御理解いただけたらと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

○副委員長（鎌田鷹介君） 45ページの6目障がい者福祉費、19節扶助費の自立支援給付費ですけれども、先ほどの説明でコロナによる利用人数の減少という説明をいただいたんですけど、この事業の内容とか趣旨を考えると、579万7,000円の減額で必要な水準はちゃんと維持できていたのかというのは心配するところなんですけど、その部分はどうか、お聞きします。

○福祉健康課長（松本 大君） こちら、今回580万円ほどの減額というふうな内容なんですけれども、全体の自立支援の給付費としましては、もともとが9,600万円ほどある予算の中での580万円の減額で、補正後の予算額としましては9,000万ぐらいの予算の中での各種サービスを行っていますので、全体枠として9,500万からの500万の減額ですので、そういう大きな減額ではない、多少の利用者の減少によってこれぐらいのサービスの分は減額になってしまうということで、大枠はもっと9,000万ほどのサービスがありますので、その中の一部ということで理解していただけたらと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑がございましたら。

○委員（伊藤 守君） 45ページですけれども、細かいことを、どこだというのは忘れちゃったけれども、1人当たり10万円を配ったというのを言われましたよね。特別定額給付金ですね。98%と聞いたんですけれども。

○委員長（伊藤好博君） 99.8%。

○委員（伊藤 守君） 98%と聞いていましたので。

ということは、もらっていない人がいるということですよ、99.8で。その方には連絡が行っているとか行っていないとかはあるんですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 実際に今回対象者の中で給付しなかった人数は12人です。その12人に対して、何度もその方たちに給付の申請期限が迫りますよということで、通知も再度通知しています。さらにそれだけではなく、やはり書面だけではなくて、職員で実際に未申請の方全て個別で訪問もさせていただきました。訪問もさせていただいた中で、訪問したことによって申請していただいた方はみえたんですが、12人の方については会えないとか、住所は置いてあるけどみえないとか、そういうような方たちで給付ができなかったというような現状ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） まず、11ページの先ほどの保育料のところですが、9月から3月は前年度分の所得でということで今回上がっていたんですけど、13ページになると、登園自粛に伴うということで、なぜか主食費は上がっているんですが、副食費は下がっているというようなことがあって、保育料のそういう制度から前年度所得でかかってくるのは仕方がないとしても、所得の下がった人に、今年、皆さんかなり収入が落ち込んでいる

かなと思うのですが、そういう方たち対しての救済策というか、例えば登園自粛をお願いしたならもちろんだと思っるのは、保育料は返されているんですよね。その確認をしたのと、あと、先ほども申し上げたんですけど、登園自粛で副食費は減っているんですけど、なぜ主食費が増えているのかなというのを思ったのと、それから、先ほどの15ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金ですが、医療従事者の方も含めて全町民対象ですよ。それにしても人数がすごく多いので、これはどういう関係で人数が多くなったのかなというのをお聞きしたいのと、それから、19ページですが、保育環境改善事業費補助金、新型コロナウイルス緊急対策包括支援で200万円、これは前ページの国庫補助から変更があってこちらに入ったわけですけども、これの出はどちらになるんでしょうか。

○委員長（伊藤好博君） 中川さん。言う前に、目か節とかという、ほかの人に分かるようにして、今からで結構ですが、そういう説明をしていただけたらありがたいですが。

○委員（中川和子君） 今のは分かりますかね。今のは19ページの県の補助金の節の保育環境改善事業費補助金で、新型コロナウイルス緊急対策包括支援が200万入っているんですけど、これは国庫補助金から県補助金に変わったという説明はいただいたんですけど、これの出はどこに当たるのかなというのをお聞かせ願いたいと思います。

それから、職員の給料の人件費というか、一般職員の人件費、それから会計年度職員関係……。

○委員長（伊藤好博君） 議題に上がっている何ページのどこで、それに関する要件でお願いします。

○委員（中川和子君） 一般職員の人件費とそれから会計年度職員関係について、減額の要因をお尋ねしますので、よろしく願いいたします。

まず、41ページで、住民課の所管で、一般職が給料の件だけで100万円の減額、それから、同じ住民課ですと、45ページの国民年金費で一般職150万円の減額が主な大きいものだと思います。

それから、49ページ、こども園費になるんですけど、採用開始時期の変更で、これは会計年度任用職員ですが、187万1,000円の減額です。今年度は3名会計年度職員をずっと募集していたと思うんですけど、今、それはどういう状況なのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、51ページの業務委託料のところ、この前の議案説明会的时候には説明をいただいたんですけど、業務委託料の26万4,000円、土曜日保育のシルバーの人材不足でこういうふうになったと。じゃ、今の土曜日保育はどうしているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、53ページ、予防費の関係負担金ですが、PCR検査を行うということで、どういう経緯でこのようなPCR検査を行うようになったのかということをお聞きしたい

と思います。

○委員長（伊藤好博君） できれば目、節をお願いします。

○委員（中川和子君） 言いませんでしたか、今。

節ですね。節の154万円の件で。

○委員長（伊藤好博君） それは分かりますけど、何目の何節のという説明があれば分かりやすいと思いますよ。

○委員（中川和子君） 予防費の18節の関係負担金です。

それから、85ページに行きますが、学校給食費の報酬のところ、こちらでも会計年度任用職員報酬ですが、こちらでも今の説明では1月からということで、その間も調理員さんが不足していて、給食センターの状態がどのようだったのかなというのをお聞きしたいのと、最後にというか、2月28日に教育委員会主催のイベントがあったんですが、そのイベントの委託料というのはいくら発生しているのでしょうか。

以上で、一回取りあえず。

○住民課長（伊藤正典君） まず、41ページの社会福祉費の社会福祉総務費の中の人件費の関係なんですけど、ここでは、住民課では人権関係と国民健康保険の関係の人件費が上がっておりますが、それぞれ去年の4月に人事異動があったことに伴いまして、職員の配置替えというか、所属替えによってそれぞれの給料の差額が出てきたということで、年度末の減額分を減らさせていただいたというものでございます。

あと、45ページの国民年金費につきましても、同じく、4月1日の人事異動に伴いまして精算させていただくものでございます。こちらのほうは補佐級から係長級へ変わったことによって、1人ですけど、大きく減額をさせていただいておるという実績でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、11ページの歳入のところから説明させていただけたらと思います。

こちらの保育料につきましては、最初の4月から8月までについては前々年度の所得ということと、9月から3月まではその前の前年度所得という話で、2年度中に所得が減ったんだとしたら、来年度とかの保育料はそのように反映してくるのかもしれませんが、現時点では元年度までの所得を見ていきますので、その辺りの所得は状況によって、今後は所得によって、また保育料のほうは決めていくような状況かとは思いますが。

次のページの13ページのところの主食費の増額の理由ということなんですけど、こちらではもともと当初予算で主食費は人数を90名で見ていたんですけども、実際には140名ということで全園児ということもありまして、今回増額ということで補正のほうをさせていただいております。

副食費に関しましては、減額の理由につきましては、副食費は副食費の免除の期間とか

もありましたし、あと、日割り計算等をしている期間もありますので、その辺りで今回減額というふうになったということで御理解いただけたらと思います。

次に、19ページの児童福祉費補助金のところの保育環境改善事業費補助金の200万円のお話なんですが、これは国と県で今回200万円を減額して、県で200万円を歳入のほうでの国と県とでの入替えになりますので、歳出自体はもう既に補正予算は終わっているものですので、今回は計上は何もなく、財源振替が行われているということで御理解いただけたらというふうに思います。

あと、49ページをお願いしたいと思います。

49ページにつきましては、先ほど採用の時期という話があったんですが、4名の方が主な今回の補正の対象なんですけれども、1人の方は、例えばなんですけど、7月から勤務、もともと予算が4月から3月まで見てあったんですが、こちらの募集の関係もあって7月から勤務をしたことによって、4、5、6の3か月分を減額するとか、もう一人の方については、6月から3月までの勤務だったので、4月、5月分を減額するとか、あとは、1人の方がずっと募集をかけていたんですが、募集のまま応募がなかったということで、8月から12月分の方分かっている不用額分を減額したりとか、あと、もう一人の方は途中で退職されたという方で、その分は退職された分で、もともと見てあった予算をそれぞれ減額させていただいて187万1,000円ということで、先ほど説明で言った採用時期というのは、4月からじゃなくて7月だったり6月だったりというのがあるような要因で減額をさせていただくということで、御理解いただけたらと思います。

次に、51ページのところですけれども、上のほうの業務委託料の土曜保育の件なんですが、シルバー人材センターの方が本来土曜保育でお願いしていた状況なんですけれども、実際に来ていただけなかった期間に関しましては、保育士のほうで土曜保育のほうを実施していたということですので、御理解いただきたいと思います。

それから、次に、53ページのほうでお願いします。

53ページの予防費のところの負担金、補助及び交付金のところなんですが、今回154万円の経緯につきましては、季節性のインフルエンザと新型コロナウイルスの感染症が同時流行することによって、発熱患者を医療機関が受け入れることがインフルエンザの方なのか、コロナの方なのか分からないということもあって、こういうような医療機関がPCR検査、抗原検査、抗体検査を積極的にしていただくことによって、コロナじゃなく、本当に発熱のあるインフルエンザの方を医療機関が受け入れることができる体制を明確にすることを努力をしていただいているということで支援するということが経緯でございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） まず、85ページの学校給食費の会計年度任用職員につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、1月から新しい方が入っていただ

きました。それまで昨年度お辞めになられた方がみえまして、ずっとそれ以降募集をかけておったんですが、なかなか応募がなかったという状況がございましたが、今年度は何とか応募していただけたということで、現在は前の人数に戻っているということでございます。

退職されてから今回までのお1人補充ができるまでのところについては、なかなか厳しい状況ではあったんですが、皆さんベテランの方で、協力してやっていただいていたところの方が状況でございます。

それと、申し訳ございません、81ページのイベント委託料の御質問ですが、どこから発生しているというのは、財源がということでよろしいですか。

財源は一般財源でございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 私の答弁を少し訂正させていただきます。すみません。

41ページの社会福祉総務費の人員費の減の話なんですけど、先ほど私2名ということでここで言わせてもらいました。3名職員はついております。福祉医療事業費と人権啓発事業と国民健康保険事業のこの3つの事業で3名職員をつけてございます。

まず、福祉医療事業につきましては、主事級から再任用職員に代わった、人権啓発は課長から課長と、国保につきましても補佐から補佐ということで、3名の職員の異動があったということで今回精算をさせていただきます、減額をしたという経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） こども園の主食費の見込みなんですけど、90人から全園児という、もともと全園児対象じゃなかったのかと思ったんですけど、そのところの確認と、さっき答弁がなかったと思ったんですけど、登園自粛に伴う保育料は減額されたんですかというのをお答えいただいていたかと思うんですけど。

それから、ワクチン接種の人数、6,500人が全町民の人口よりも多いんじゃないかなというのをお答えいただいていたかと思えます。

それから、41ページの住民課の3名分配置をしていて、それぞれ所管替えがあったようなお答えでしたけど、1件目が一般職員から再任用の方に代えられたということで、ごめんなさい、私が聞き間違いならあれですけど、一般職員の方から再任用になぜ代えられたのかなというのをお聞きしたいと思います。

それから、PCR検査の関係ですけど、おっしゃっていることは十分分かりますが、これもさっき聞いて回答がなかったのかなと思ったんですが、154万円の負担金の出どころはどちらになりますかね。PCR検査というのは、今後も本当は医療関係者の方だけではなくて、例えば町民の方、希望する方もやっていくべきだとは思いますが、今後、来年度予算にはそれはまだ反映されてないように思うんですが、そこはいかがでしょうか。

それから、さっきイベント料のことですが、一般財源からというお話だったんですけど、この前の2月28日のイベントに関しては、一般財源で委託料が残っていたという確認でよろしいですかね。

○住民課長（伊藤正典君） まず、住民課の福祉医療の関係の人件費でございますが、当初予算の段階では主事級の予算を計上しておりまして、昨年4月1日の人事異動というか、人事の確定によって、再任用の職員がその給料級に貼り付いたということの精査ということでございます。

以上でございます。

○委員（中川和子君） だから、なぜ代えたのかなど。職員から再任用になぜ代えたんですかと。

○住民課長（伊藤正典君） 再任用にされたのはなぜかということですか。

人事異動で再任用の職員が配置されたということによるものでございます。

○委員長（伊藤好博君） ほか、答弁は。

○福祉健康課長（松本 大君） 13ページのところの主食費の90名が140名になったというお話なんですけれども、もともと主食費を3歳、4歳、5歳ということで当初想定して予算のほうを計上しておりましたが、実際には全園児のほうの対象の主食費ということで園のほうと調整させていただきまして、それで追加補正ということになったということで、御理解をお願いしたいと思います。

それから、15ページのほうの6,500ということに対して、実際の町民の人数よりも多いんじゃないかというようなことだったんですけれども、一応転入とかそういうようなこととか、あと、人数が増えたことも想定して、予算上は多めというか、予算上ですので、予算の要求をさせていただいているということでお願いします。

あと、予防費の関係、53ページの内容については、説明でもしたように、2つの医療機関で1か月当たり30件を見込んでおりますので、それで5か月分で150万ということと、その財源はということだったんですが、それは新型コロナウイルス感染症の対応の地方創生の臨時交付金ということでの財源で実施のほうをするということで、よろしく申し上げます。

○教育課長（黒田和弘君） イベントの委託料の件につきましては、もともとイベントの委託料といたしまして予算をいただいております。ずっとコロナウイルスの関係で、もっと早い時期にやりたかったんですが、落ち着いていよいよ皆さんも暗い世の中の中でちょっとでも笑っていただくというところで、このタイミングでイベントを企画しましたので、その契約の差金で、契約とか必要経費の引いた残りの差額を精査いたしまして、今回10万円減額させていただくというものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 提案理由説明にも歳出の各科目にわたりウイルス感染症の影響により事業縮小または中止したことに伴う減額とありますが、教育民生だけでいいですので、どれぐらいの減額になったんでしょうか、全体的に。

○副町長（森 清秀君） 御指摘のものについては、今、各課長が所管事項の内容について詳細を説明させていただいておりまして、それが全てでございます。総括したものの持ち合わせがありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで1時間過ぎておりますので、暫時休憩といたします。再開は10時25分といたします。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○委員長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（多賀晶子君） 補正予算書のほうの95ページのほうを御覧ください。

議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,982万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,642万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

ページをおめくりください。

第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、1款国民健康保険料から9款諸収入までの5つの款とそれに付随する6つの項において、歳出では、1款総務費から10款予備費までの4つの款とそれに付随する6つの項において、それぞれ1,982万5,000円を追加し、補正後の予算総額を8億5,642万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

99ページからの事項別明細書により説明をさせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険料では、207万7,000円の減額をするものがございます。本年度の収納実績見込みによるものがございます。

次に、4款国庫支出金、2項国庫補助金、7目国民健康保険災害臨時特例補助金では、78万5,000円を追加するものがございます。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免見込み分162万7,000円のうち、臨時特例補助金として受け入れるものがございます。なお、減免対象者は10名を見込んでおります。

次に、5款1項1目保険給付費等交付金では、1,983万6,000円を増額し、5億9,295万円とするものがございます。1節普通交付金では、国保広域化により保険給付費全額を県から受け入れる科目であり、歳出補正額の保険給付費増額分を計上するものがございます。2節特別交付金では、特別調整交付金として、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免見込み分162万7,000円のうち、特別調整交付金として84万2,000円を追加、また、傷病手当金の交付見込みにより80万円を減額、そのほか県繰入金が増額したことから、精査を行っております。

次のページをおめくりください。

7款1項1目一般会計繰入金では、294万円を増額し、6,980万1,000円とするもので、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金の確定による増額と、国保会計の財源を補う一般会計繰入金の増額を行うものがございます。

9款諸収入、4項雑入、7目特定健康診査負担金では、5万4,000円を追加するもので、令和元年度における特定健康診査負担金に係る精算金を受け入れるものがございます。

8目雑入では、18万4,000円を増額するもので、令和元年度退職者医療療養給付費等に係る精算金を受け入れるものがございます。

次に、歳出でございます。

105ページの事項別明細書により説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、6万6,000円を増額するもので、調整交付金申請書の様式変更に伴うシステム作業費の追加でございます。

次に、2款1項1目一般被保険者療養給付費では、1,888万円の増額を見込み、4億8,958万円となります。本年度の医療費の伸びから、年間医療費を推計しております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費においても、同様に156万7,000円を増額し、7,060万3,000円と見込むものがございます。

次のページをおめくりください。

6項1目傷病手当金では、80万円減額し、20万円とするもので、新型コロナウイルスに関する傷病手当金の精査による減額でございます。

次に、6款1項特定健康診査等事業費では、80万円減額し、853万6,000円とするもので、特定健診委託料において、実績見込みにより精査するものでございます。

次に、10款予備費では、91万2,000円を減額し、299万9,000円とするもので、この金額をもって歳出予算の補正額を調整するものでございます。

以上が令和2年度国民健康保険特別会計補正予算の説明でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 99、100ページの国庫補助金のところで、今回コロナの影響で収入減を162万7,000円と見て、特例補助金78万5,000円、10名分ということですが、その積算根拠はどのようになっているのでしょうか。

それと、出のほうに行きますが、105、106ページ、総務管理費、一般管理費の中の国保ラインシステム作業委託料で様式の変更があるということですが、どのように変更されるのか。

それから、107ページ、108ページの傷病手当金ですが、80万円を減額して20万円ということですが、教えていただきたいのは、一応、傷病手当金に関しては12月で切れたのか、それとも延長になったのでこの20万円を残すのか、そのところを教えてください。

○住民課長（伊藤正典君） まず、99、100ページのコロナの影響の臨時特例補助金等の根拠ということですが、根拠につきましては、保険料がどの程度に入るかということで、実際に申請者が出てきてからの積算になりますので、あくまでも推計を見越させていただきまして、10人程度来るであろうということで積算しております。現在のところ、6名の方が見えてございます。6名の減免額は約83万円ほどということになっておりますので、3月いっぱいまでで一応10名見込むということで積算させていただきました。

もう一点、歳出のほうの105ページ、106ページで、委託料の6万6,000円、国保ラインシステムの委託料ですが、これはあくまで国の補助金申請に伴う様式が変更したということに伴いますので、単なる様式変更、中身の様式の変更に伴うものでございます。

もう一点、107ページの傷病手当金につきましては、当初は9月までと。今は3月までということになってございます。これも2月に国のほうで6月まで延ばすというような話もございますが、今のところは、今年度の予算につきましては3月いっぱいということで考えております。傷病手当金につきましては、今のところ申請者はゼロということですが、3月までで見込む人数を計上して減額させていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○住民課長補佐（多賀晶子君） では、議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

109ページを御覧ください。

議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,426万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次のページ、第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入までの3つの款、それに付随する3つの項において、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金と5款予備費の2つの款とそれに付随する2つの項において、それぞれ65万2,000円を減額し、補正後の予算額を1億4,426万9,000円とするものでございます。

まず、歳入のほうでございます。

113、114ページより説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、本年度の収納見込額により補正をさせていただくものであり、保険料総額で41万増額し、6,248万1,000円とするものでございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、広域連合事務費負担金の確定により41万5,000円減額し、907万1,000円とし、2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の確定により64万6,000円減額し、1,305万2,000円とし、3目療養給付費繰入金は、前年度療養給付費の精算により316万4,000円減額し、5,531万8,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

117、118ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、65万円減額し、1億3,977万2,000円とするもので、内訳は説明欄記載のとおりでございます。

5 款予備費は、2,000 円を減額し、45 万 4,000 円とするもので、この金額をもって歳出予算の補正額を調整させていただくものでございます。

以上で令和 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、質疑のある方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

○委員（中川和子君） 歳入のほうで、保険料のところ、特別徴収と普通徴収の予算から見込みが違ってきたので、マイナスとそれぞれプラスになったということですが、見込みというはよくというか、変わってくると思うんですが、これは当初とどのように違ってきたのか、教えていただきたいのと、それから、今回雑入のところ、過年度療養給付費負担金精算金が 300 万上がっているんですが、この内容を教えてください。

○住民課長（伊藤正典君） まず、保険料につきましては、保険料を立てるのには後期高齢者広域連合さんが保険料の見込みを立ててきます。あくまでも見込数量で、当初予算は人数等を仮定して立てさせていただくものでございますが、年度途中で死亡やら異動がございまして、その分の精査ということで今回補正を上げさせていただいているものでございます。

もう一点、諸収入で 316 万 3,000 円の収入が今回ありました。これにつきましては、令和元年度療養費の負担金の精算がついてきてございます。その分の払った分に対して確定が出ましたので、その確定分との差額が今回 316 万 3,000 円返ってくるということで、諸収入で受け入れるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第 4 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（服部直子君） 議案第 4 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

119 ページを御覧ください。

議案第 4 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 500 万円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,300万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、120ページ、121ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では、第1款介護保険料から第10款諸収入までの6款9項において、また、歳出では、第1款総務費から第8款予備費までの4款7項において、それぞれ500万円を減額し、補正後予算額で5億3,300万円とするものでございます。

122ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお目通しいただきたいと思えます。

123、124ページを御覧ください。

歳入について説明させていただきます。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、44万4,000円を追加し、1億2,993万円とするものであり、65歳以上の第1号被保険者数2,031人を見込んでおります。本算定後において、被保険者の変動により現年度の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の徴収額の見直しを行い、増額補正となりました。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、46万8,000円減額するものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業では、11万5,000円減額、3目地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業では、28万2,000円を減額するものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、92万1,000円を減額、2目地域支援事業交付金では、15万5,000円を減額させていただくものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では、64万1,000円を減額させていただくものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

125、126ページを御覧ください。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業では、7万2,000円を減額、2目地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業では、14万1,000円を減額させていただくものでございます。交付見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では、42万6,000円を減額、2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業では、7万2,000

円を減額、3目地域支援事業繰入金、総合事業以外の地域支援事業では、14万1,000円を減額、6目その他一般会計繰入金では、50万5,000円の減額をさせていただくものでございます。本年度の支出見込額が確定したことで、既決予算額を精査させていただくものでございます。

2項基金繰入金、2目介護給付費準備基金繰入金では、161万9,000円を減額させていただくものでございます。一般財源の確保が可能となりましたので、減額補正させていただくものでございます。

127、128ページを御覧ください。

10款諸収入、3項雑入、2目返納金では、11万4,000円を追加するものでございます。特別養護老人ホームの介護給付費返還により、増額補正させていただくものでございます。

次に、129、130ページの歳出予算で、事項別明細書をお目通しいただきたいと思っております。

131、132ページを御覧ください。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目認定調査費では、50万5,000円を減額し、382万9,000円とするものでございます。主に介護認定調査件数及び主治医意見書依頼件数の実績及び推計により、不用額を減額させていただくものでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、156万6,000円を減額し、1億4,038万2,000円とするものでございます。主に訪問入浴介護利用減による約200万円の減額補正をさせていただくものでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費では、309万8,000円を追加し、5,497万円とするものでございます。主に認知症対応型共同生活介護利用減により、増額補正させていただくものでございます。

3目施設介護サービス給付費では、428万4,000円を減額し、2億1,821万円とするものでございます。主に特別養護老人ホーム、老人保健施設利用減により、減額補正させていただくものでございます。

4目居宅介護福祉用具購入費では、5万円を追加し、44万7,000円とするものでございます。本年度実績及び推計により、増額補正させていただくものでございます。

6目居宅介護サービス計画給付費では、106万8,000円を減額し、1,268万円とするものでございます。本年度実績及び推計により、減額補正させていただくものでございます。

133、134ページを御覧ください。

2項介護予防サービス等諸費、4目介護予防住宅改修費では、36万1,000円を追加し、87万円とするものでございます。本年度実績及び推計により、増額補正させていただくものでございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問・通所生活支援）では、15 万4,000 円を追加し、1,020 万1,000 円とするものでございます。主な要因として、負担金、補助及び交付金で、訪問型・通所型サービス事業利用回数の実績及び推計見込みにより、増額補正させていただくものでございます。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費では、39 万4,000 円減額し、80 万6,000 円とするものでございます。介護予防ケアマネジメント事業委託料としまして、実績及び推計により、減額補正させていただくものでございます。

135、136 ページを御覧ください。

2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費では、33 万3,000 円を減額し、104 万1,000 円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症予防に伴い、事業の中止等により、減額補正させていただくものでございます。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費では、財源振替するものでございます。

3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、9 万円を減額し、11 万5,000 円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症予防に伴い、事業の中止等により、減額補正させていただくものでございます。

137、138 ページを御覧ください。

5 目在宅医療・介護連携推進事業費では、3 万6,000 円を減額し、61 万4,000 円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症予防に伴い、協議会開催中止により、減額補正させていただくものでございます。6 目生活支援体制整備事業費では、財源振替するものでございます。

7 目任意事業（その他の事業）では、50 万4,000 円を減額し、28 万4,000 円とするものでございます。成年後見利用者がいないため、不用額を減額補正させていただくものでございます。

8 目任意事業（介護給付費適正化事業）では、財源振替するものでございます。

9 目認知症総合支援事業費では、10 万2,000 円減額し、5 万7,000 円とするものでございます。対象検討事例が少なかったことにより、認知症初期集中チームの活動減により、減額補正させていただくものでございます。

8 款1 項1 目予備費では、21 万9,000 円を増額し、410 万8,000 円とするものでございます。この金額をもって歳出予算を調整させていただくものでございます。

以上で令和2 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3 号）の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、質疑のある方は御発言ください。

○委員（古村 護君） 歳出の133ページ、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、4目介護予防住宅改修費36万1,000円の増加となっておりますけれども、これまでの申請件数と、それが当初と、それから推計とかというお話もありましたので、変更後の見込みの件数をお分かりであれば、お知らせいただきたいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） 134ページの内容ですけれども、当初はもともと7件で見込んでおりました、住宅改修の件数。ただ、今実績としましては6件ですので、当初の件数よりも1件少ない状況なんですけど、ただ、今年度の場合、手すりとか段差解消等の1件当たりの単価が20万円という上限額までいくような件数が多いものですから、件数的には当初よりも少ないんですが、実際には限度額の改修費用までされる方が多かったもんですから、36万1,000円の増額というような形でありますので、よろしくお願ひします。

○委員（古村 護君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（中川和子君） 確認ですけど、131、132の保険給付費の1項介護サービス等諸費で、1目居宅介護サービス給付費、負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金のところで、訪問入浴など合わせて減額が200万と言われたんですけど、多分プラマイでいろいろ出てくるのかなと思うんですが、その内訳を教えてください。

それから、次の2目の地域密着型介護サービス給付費で309万8,000円の増額補正にはなっているんですが、今、説明ではグループホームの利用者が減というようにお聞きをしたと思うので、そのところがどうだったのかを確認いたしたいと思います。

それから、今回、全体で500万の減額ですが、コロナの影響はこれでどれぐらいあったのかということと、それから、前後して申し訳ない、138ページの認知症総合支援事業費の委員報酬の中で、認知症総合支援事業費で活動自体が減ってしまったということなんですけど、認知症の方に関わることなので、そのところはどう見ていったらいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤好博君） どう見ていくんですか。

○委員（中川和子君） 活動が減ったこと自体で、認知症の方に影響が出てくるんだろうかということですね。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、132ページのところの居宅介護サービス給付費の内容なんですけど、実際に先ほど言った訪問入浴介護の200万の減額というのに対して、156万しか減額がないということなんですけど、様々な居宅介護サービス給付費の中にはサービスがあります。その主なものとして説明させていただいたんですけど、もう少し主なものを説明させていただきます。

訪問入浴介護が先ほど説明したとおり約200万円ほどの減です。通所介護のほうに関しましては330万ほどの減です。ただ、通所のリハビリテーションに関しましては、7

00万以上の増額になっておりますが、主なものの増減の大きいものは今の3つのサービスなんですけど、ほかにもサービスがありまして、その差引きをしていくとトータルで156万円ほどの減額ということで御理解いただけたらと思います。

次に、地域密着型のサービスの給付費なんですけれども、こちらについては、認知症の対応型の共同生活介護、要はグループホームに関しましては350万円ほどの増額なんですけど、先ほど言ったのは地域密着型の介護老人福祉施設は90万円ほどの減額で、差引きで300万円ほどが増額ということで御理解いただけたらというふうに思います。

次に、138ページの認知症の総合支援事業の報酬の内容でよかったですかね。

こちらの減額の話なんですけれども、こちらに関しましては報酬が減額ということなんですけど、認知症としての相談については、随時総合相談としまして、受付のほうを地域包括支援センターのほうでされています。ただ、認知症について、地域包括支援センターのほうからその辺りの対応をしているんですけども、相談内容から認知症の初期集中支援チームのほうまでつなぐまでの案件までに至らなかったということで、委員報酬がないということですので、地域包括支援センターの事業としては、認知症の対応はしています。ただ、そこから先のチームまで至らなかったのも減ということで御理解いただけたらと思っています。十分影響はなく、相談の対応もさせていただいているということで、よろしくをお願いします。

コロナに関しましては、去年のやはり当初の緊急事態宣言とか、そういう頃にはコロナの関係で通所とかの若干サービスの利用の控えとかがあったみたいなんですけど、最近はそのこととは施設のほうからとかも事業所からもそういうことは特には確認をしておりますので、今は通常かなと思っています。

○委員（中川和子君） 4月当初はということでしたけど、今現在は利用が再開されているということなんですけど、どれぐらいから利用が通常というか、多分例年よりは減っていると思うんですけど、利用が増えてきたのはいつぐらいからになるか、把握はしていらっしゃいますか。

○福祉健康課長（松本 大君） 具体的にいつからということは把握はしてないんですけども、最初の、2年度当初ですか、そういうときにやっぱり緊急事態宣言等もあって、その辺りはやはり皆さんの意識が高い時期でしたので、ある程度控えはあったのかと思うんですけど、具体的にいつからというのは確認はしてありません。申し訳ないです。

○委員（中川和子君） 去年の6月に、介護事業者さんも大変だということで、デイサービスとかショートステイの報酬単価が加算されて、利用料の額が引上げになるということがありましたよね。そういうのも利用者のサービスの減少につながっていないかなという懸念はあるんですけど、そこら辺は把握はしていらっしゃいますか。

○福祉健康課長（松本 大君） その辺り、直接事業所とか施設のほうからそういうことに対して利用が減ったとか、そういうことは特に確認してありませんので、特にその辺

りは影響があったのか確認しておりませんが、そういうことを言われたことはないです。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第11号、木曾岬町国民健康保険条例の一部改正をする条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、議案書をお願いします。

議案第11号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例について改正するものである。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

めくっていただきまして、条例の改正本文でございます。

説明文につきましては、次ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

右側が改正案となっております。

まず、第14条の一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定でございます。令和2年度の税制改正において租税特別措置法が改正され、低未利用地の活用促進のため譲渡所得に特別控除が創設されたことにより、所得割額の算定において、譲渡所得における特別控除適用後の金額とするため、条項を追加するものでございます。この条項につきましては、下段のほう、下線部分の35条の3第1項という部分でございます。

次に、3ページのほうをお願いします。

第23条の保険料の減額でございます。

第23条は、低所得者世帯に対する負担を軽減するため、世帯の総所得金額が一定以下の場合、保険料のうち応益割に係る部分について、その額の7割、5割または2割を軽減する措置を講じております。このたびの税制改正における影響により不利益を生じさせないため、基礎控除の相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、2人以上の一定額以上の所得がある給与所得者や年金所得者がいる世帯については、当該基準の金額に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額として改正するものでございます。

具体的には3ページ、中段からは6ページにわたっての第1号につきましては、このたびの7割軽減の判定に関するものでございます。

6ページからの第2号につきましては、5割軽減の判定に関するものでございます。

7ページからの第3号につきましては、2割軽減の判定に関するものでございます。

8ページ、附則第4条でございますが、公的年金等の所得に係る保険料の減額賦課の特例ということでございます。軽減判定の所得基準の見直しに合わせた読替えの規定となっております。

最後、8ページから9ページ、附則第6条につきましては、令和3年2月3日に新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布され、文言等の整理を行わせていただくものでございます。

それでは、改正条例の本文に戻っていただきまして、本文、めくっていただきました最後の附則の部分でございます。

施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、経過措置として、この条例は令和3年度以降の保険料により適用することから、令和2年度分以前につきましては、なお従前の例によるものと規定をしております。

以上が木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

よろしいですか。

○委員（中川和子君） 今までの国保条例の改正ですと、中間所得者層のためという改正が多かったんですけど、今回、私の記憶するところでは、低所得者に対しての応益割の部分で減額がされるということみたいなんですけど、実際には応益割の部分でどのような減額措置になるわけですか。例えば応能と応益がありますよね。その中の50、50で一応国のほうはするようにはしていますけど、今回これをすることによって、応能割の部分がより増えて、応益割の部分はより減るという考え方でよろしいんですか。

○住民課長（伊藤正典君） 今回の条例改正につきましては、上位法令であります税の改正があったものに伴うものなんですけど、もともと保険料の減免につきましては、応益割の部分については7割、5割、2割というのがございます。この関係で、上位法令の税制改正があったことに伴う不利益を生じさせないための減額となりますので、特に料率がどう変わるとか、そういうことは今回の税制改正に伴うものにつきましては、関係ないということでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 保険料の軽減判定に不利益を生じさせないというところがよく分

からないので、ごめんなさい、説明をお願いします。

○住民課長（伊藤正典君） 今回の税制改正につきましては、給与と年金所得の方につきましては、所得控除が10万円引き下げられます。基礎控除が10万円上がるということから相殺されて、課税所得は特に問題ないということになりますが、農業や自営業者の場合につきましては、基礎控除のみが10万円引き上がるということは、課税所得は減少するという事になってございます。

この関係から、今まで軽減判定に用いる所得が、その部分の税制改正によって今まで対象になった方が対象にならないという事例が生じますので、その部分につきましては、33万円を43万に引き上げるのプラス、2人以上一定所得以上の方がいる場合は、10万円を加算した額で軽減判定に引っかけていくというような形の条例改正になります。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第12号、木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第12号の木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について説明のほうをさせていただきます。

木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、町民が地域で安心して生活していくために、福祉の向上等を目的とした木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理について実施する事業等の変更を行うことから、その条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

それでは、次のページの1ページへお願いします。

まず、今回の条例の全部を改正する内容については、本年4月から事業運営に係る実施事業等の変更により、輪心乃里の設置及び管理に関する条例を改めるものでございます。

1条からそれぞれ6条までである中で、1番下に、附則であります、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

簡単であります、説明を終わります。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 今回、改正前の輪心乃里の条例に比べると随分簡素な条例に、簡

潔な内容になっているなどは思ったんですが、設置の目的に住民の福祉の向上を図るためとありますけれども、今回輪心乃里に残るのはさくら作業所さんと、それからシルバー人材センターが残るといふか、そこが輪心乃里さんに入ること、ほかの旧中部保育園の建物は老朽化していることもあって、今後の利活用の見通しはどのようになっているのかというのを伺いたいのと、第5条、管理の委託は、適正と認められる公共的団体等に委託することができるというように書いてあるんですが、どこを想定していらっしゃるのでしょうか。

以上をお聞きします。

○委員長（伊藤好博君） 最初の質問は議題以外の質問じゃないですか。

○委員（中川和子君） そうですか。改正前より簡素な内容になっていて、さくら作業所やシルバー人材……。

○委員長（伊藤好博君） 先のことは関係ないです。今回、条例の制定についての質疑をお願いします。

○委員（中川和子君） だから、改正前よりかなり簡素な内容になっていますが、どうですかということですけど。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 前回の条例と比較しますと、今回の目的とか内容に改めるためには全部の改正がする必要があるということで、今回このように全部の改正を行って、今の実情に合った条例改正を行うということで御理解いただきたいと思います。

第5条につきましては、公共的団体等というところで今想定しているのは、社協さんのほうを想定しておりますので、お願いします。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 今、実情に合った設置及び管理と言われましたけど、実情はどのようになっていますか。

○福祉健康課長（松本 大君） そもそも今回、輪心乃里の施設の利用については、木曾岬町の第5次総合計画の後期の基本計画の高齢者福祉の推進の中に、社会福祉施設の整備において、輪心乃里の施設においては地域の実情に合わせ見直しを図りますということがこちらのほうで記述もしておりますので、地域の実情に合った福祉の増進とかも行っている施設ということで、今回それに沿った形の条例改正も行っているということで、御理解いただけたらと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） じゃ、ふれあいの里の設置及び管理に関する条例もあったんですが、それと多少は違いますけど、ほとんど同じようなことと考えてよろしいんですか。

○福祉健康課長（松本 大君） そうですね。そのように理解していただいていると思います。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第13号の木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、介護保険法の第129条の規定により、第8期介護保険事業計画に基づき介護保険料率の改正及び文言等を整理するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要があると。これがこの議案を提出する理由でございます。

4ページ以降の新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、表内のところで、左側が現行で、右が改正案で、改正案のほうで説明させていただきます。

表内の上から2行目の改正は、令和3年度から令和5年度と期間を改めるものでございます。

次に、上から9行目以降の改正は、介護保険料の第1段階から第10段階まで、それぞれ一部の段階の対象基準とか、あと、各段階の保険料と文言等の整理をそれぞれ改めるものでございますので、よろしく申し上げます。

2ページに戻っていただきまして、附則であります。2ページの一番下に附則があって、3ページ目のところに第1条として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、質疑のある方は御発言ください。

よろしいですか。

○委員（中川和子君） 本当に非常に簡単な説明だったんですけど、まず、今回の保険料率の算定根拠を教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 今回、保険料の算定に当たって、まず、今回第8期の介護保険の計画を策定している中で、基準額の算定を行っております。その中で、算定方法としましては、令和3年度から令和5年度までの3年間の標準の給付見込額等と第1号の被保険者の保険料を基に算定のほうを行っておりまして、標準給付見込額を、令和3年度から令和5年度までの合計を16億2,112万円という金額を標準の給付で見込みまし

て、それで、地域支援の事業費としましては、9,995万7,000円という金額を3年間分で見込んでおります。第1号被保険者負担分及び調整交付金の相当額としまして4億7,922万3,000円という、そういうようなそれぞれの令和3年、令和4年、令和5年という3年間の金額を基に金額をはじきますと、第8期の保険料の収納必要額というのが4億4,171万1,000円という金額を見込んで、あと、そこから所得段階別の加入割合補正後の被保険者数というのを3年間で6,376人というの見込んでおります。また、介護保険の給付の準備基金の取崩し額を3,000万取り崩すということの想定の上で今回保険料のほうを算定しましたところ、年額の保険料が6万9,972円という、第1段階から第10段階までである中の第5段階のところを6万9,972円と見込みました。それを月当たりの月額保険料にしますと5,831円となりますので、この5,831円という基準の額を基にそれぞれ段階の率を12か月掛けて保険料の算定させていただいて、今回、条例改正させていただくということですので、分かりづらいんですが、そのように算定のほうは計画のほうで定めて、今回保険料のほうを決定させていただいているということで御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 委員長。

○委員長（伊藤好博君） 条例の改正の質疑にしてください。

○委員（中川和子君） ですから、ここに載せている現行案と改正案の中から質疑をしていますよ、もちろん。

今回、第5段階で他の町村と比べてみると、月額600円という非常に大きな金額になっているんですが、取崩しは3,000万を想定しているということで、3,000万全て入れるわけではないんですよね。そこのところはどうですか。

だから、取り崩すことによって、月600円の値上がりで済んだということですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 基金の取崩しを3,000万円取り崩す想定で保険料を算定したことによって、今言われたように、第7期の5,216円から今回の5,831円という金額の600円上がったというのは、3,000万取り崩す想定ですので、600円で収まっているということで御理解いただけたらと思います。

○委員（中川和子君） 今回600円というのは、県内でもトップクラスの上げ幅ではないかと思うんですが、今現在、基金残高はどれぐらいになって、今3,000万と言われましたが、もう少し取り崩して据え置くとか、そういうことはできなかったんでしょうか。

○福祉健康課長（松本 大君） 残高自体は4,500万ぐらいある中で、3,000万の取崩しを想定しておりますが、全額取崩しを想定してしまいますと、仮に保険給付費等が伸びた場合に、基金を取り崩して歳出の急な場合の対応をしてくる必要が出てくるケースもありますので、全額取り崩すということは想定しておりません。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第14号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第14号の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明させていただきます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定に基づき、居宅基準等に関する町条例を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

まず、今回資料にありませんが、説明は以前にもしましたけれども、今回の主な改正内容を説明させていただきますと、木曾岬町の4つの条例です。4つの条例の一部改正を整理条例を制定するものでありまして、改正の要点としましては、感染症対策の強化と、感染症及び災害発生時の業務継続と、ハラスメント対策の強化と、記録の保存等に係る見直しと、高齢者虐待防止の推進に関して改正するものですので、よろしく申し上げます。

それでは、20ページ以降の新旧対照表で主な改正内容を説明させていただきます。

まず、第3条の第5項につきましては、虐待の防止に関する事項を基本方針に加えるものですので、先ほど言った、内容を加えるということで御理解いただきたいと思います。

次に、24ページの中段辺りに、業務継続計画の策定等というのがあるんですけども、ここについては、感染症及び災害発生時の業務継続に関する事項が加えられているということ、その下に、23条の2については、こちらは感染症対策の強化に関する事項を加えるということで、こちらを加えるものでございます。

26ページの第33条については、電磁的記録等に関する事項を加えるものですので、先ほど言ったような項目をそれぞれ次の27ページ以降も条例があるんですが、その条例に基づいて、同じような改正を4つ繰り返すという今回の整理条例ですので、御理解いただけたらと思います。

19ページに戻っていただきたいと思います。

附則であります。この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

簡単であります。説明は以上です。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりました。御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） それぞれ4つの条例で、感染症対策、災害対策、ハラスメント、虐待、記録の保持、保存というのは非常に分かるんですが、その中でも幾つか分からないところがあるので、教えていただきたいと思います。

21ページの内容及び手続の、6条の21ページの前6月間から、新しく加わったところ、6条の2項のところと、それから、22、23の（20）の2ですか、ここのところで加わったところ、2つのところを読んでみますと、居宅サービス計画の利用者の回数に当たっては、制限がかけられるようになってくるのではないかという懸念があると考えますが、いかがでしょうか。

それから、24ページですが、23ページは勤務体制の確保とあって、24ページの4項になっているんですが、ここはハラスメントのことを言っていると思うんですが、4項の3行目から、職場において行われる性的な言動または優越的な環境を背景とした言動とあって、業務上、必要かつ相当の範囲を超えたものにより就業関係が害されることを防止するとあるんですが、ハラスメントはどんなささいなものであってもやっぱり認められるべきものではないと思うので、こういうような書き方はいかがなものかと思いました。

それから、35ページからですが、従業員の員数というのが5条からず一つとありますが、特に夜間や深夜勤務においては人数の規制緩和が行われて、少ない人数で夜間勤務を行わなければならないような、職員の労働強化につながるようなものになるのではないかとこのところがうかがえるんですが、いかがでしょうか。

まず、それに対する答えをお願いします。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、21ページの内容をお願いします。

21ページの今回加えられる内容なんですが、これは占める割合とか、そういうことが書かれているかと思いますが。特定事業所集中減算というものがあります。どういうものかといいますと、同一法人事業所が80%を超える場合には、占める割合が80%を超える場合は減算を行うというものがあります。ですので、80%が要は1つの事業所に偏ることがないような形で、そういうふうな占める割合について、そういう場合には説明を行って理解を得なければいけないよという内容でございます。

次のページの23ページについてです。

こちらの23ページのところについては、こちら先ほど言った集中減算の扱いとなりまして、一番下のところ、当該居宅サービス計画を市町村に届出なければならないというふうになっていますので、こちらはもうちょっと上のほうに、当該の指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討して、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、要は集中減算の場合、届出をしなければいけないよということを規定するものでございますので、御理解いただけたらと思います。

次に、24ページの内容の上のところのハラスメント対策の強化の内容です。

言われるとおりです。言われるとおりなんです、この書きぶりに関しましては、こちらは参考例が示されておりますので、上位法令の参考例に従った形でこのような表現をしていますので、御理解いただきたいと思います。

次に、35ページの内容でございます。

35ページの内容につきましては、確かに今言われているのが、夜間勤務というのも3人とかということが言われているんです、認知症のグループホーム、夜勤の職員の体制の見直しということで。

先ほど労働強化につながるんじゃないかということと言われたんですが、こちら、次のページに渡っていただきますと、36ページに行きますと、上のほうから、規定の認知症の対応型の共同生活・介護事業の安全対策が講じられたり、利用者の安全性が確保されると認められるときは、そういう夜間のときは3人じゃなくて2人以上でいいよというような内容ということで、3人じゃなくて2人でもいいよと、こういうような条件が整備ということですので、そのような改正というか、加えるものですので、その辺り、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員（中川和子君） 23ページですが、その真ん中辺りから、厚生労働大臣が定める基準に該当するということから、利用の妥当性を検討し、必要な理由等を記載して届けるという、これは職員の仕事が増えるし、市町村に届けた場合、誰がどう判断するのでしょうか。

それから、先ほど36ページ、安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときとありますけど、これも誰がどう判断するのか。今までいた人数を減らす方向にでも、条件が整備とはありますが、国としては人数を減らしていくというような方向で行っていると思うので、本当にそここのところはどうなのかと懸念するところです。

それから、あと、36ページの一番下段の8の第6項、本文の規定にかかわらずとありますね。それで、次のページに渡るんですけど、第6項の本文を見ると、次の厚生労働大臣が定める研修をしている者を置かなければならないが、置くことができると、規制が緩和されているのではないかということをおっしゃったんですが、いかがでしょうか。

それから、その下の6条も、前項、本文の規定にかかわらずということですが、これも管理者をもって充てることができると、緩和されています。3項が略になっているんですが、今の条例では3項は見当たらないので、どうなっているのかと思いましたが、教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 23ページの、まず、市町村に対して、計画の届出をすることに対して負担が増えるのではないかとございまして、そういう形の届出をきちっと、集中減算とかの割合の80%を超える場合はということですので、そういう

ような届出が1つの法人の事業所に対して超えた場合はですので、全てに対して届出が必要ではないので、その辺り、上位法令に基づいたことでの御理解をお願いしたいと思います。

36ページの先ほどの2人の夜勤の話なんですけれども、こちらについても減らすというか、3人の体制ではなく、この条件が整えば2人でも夜間の勤務職員を減らすことができるというような形の理解で、特に2人だから重労働になるとか、体制が減らされるとか、そういうわけではないというふうに考えております。

その次に、36ページの第6項の本文の規定にというところなんですけど、これは地域の特性に応じた認知症グループホームの確保ということですので、37ページのほうに、確保するために、読ませていただきますと、下から4行目の介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第5項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができるということで、グループホームのそういう方を確保するために要はこういうことが付け加えられているということで、御理解いただきたいと思います。

37ページの第6条につきましては、言われたとおり、管理者の配置基準の緩和を示しているものですので、確かにこちらは緩和をするものということで御理解いただきたいと思います。

それから、第6条の3がないという話ですよね。左側、2と書いてあるものが、この間に2が入るので、その2が繰り下がって3になるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

ほかに御質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここでお昼の休憩といたしたいと思います。午後の開会は13時30分といたします。

午前 11時45分休憩

午後 1時30分再開

○委員長（伊藤好博君） それでは、お昼の休憩を解き、委員会に戻します。

次に、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、1ページをお願いします。

それでは、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算の教育民生の所管部分について説明させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、15ページ、16ページをお願いします。

それでは、説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は、本年度予算額を1,610万7,000円とするものでございます。増額の主な要因は、5節の保険料負担金の平均保育料の増額に伴うものでございます。

17ページ、18ページをお願いします。

2目衛生費負担金では、本年度予算額を68万5,000円とするものでございます。保健衛生費負担金の養育医療自己負担金、各教室及び健診に係る利用者負担金でございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 4目教育費負担金では、1,705万6,000円を計上しております。社会教育負担金では、パソコンや英会話など13の公民館講座と輪中教室やホリデー教室を予定することから、その受講料を受け入れるものでございます。また、学校給食費負担金におきましては、給食費として、小学校、中学校の児童生徒、教職員等の給食費の年間の負担見込額を計上したものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 13款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料は、本年度予算額を5万4,000円とするものでございます。福祉センターの使用料でございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 2目衛生使用料では、本年度39万6,000円でございます。町立火葬場の使用料及び火葬場待合室の使用料について、前年度実績に基づき計上しております。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 5目教育使用料で、42万7,000円でございます。2節公民館使用料から、ページを渡っていただき、10節町民ホール使用料までの各予算につきまして、教育委員会で管理するそれぞれの施設の使用料を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 2項手数料、2目衛生手数料では、本年度481万4,000円でございます。塵芥処理手数料から、次ページに渡っていただきまして、火葬済み証明手数料について、前年度実績に基づきそれぞれ計上させていただいております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、本年度1億767万1,000円でございます。住民課所管では、国保保険基盤安定負担金で、国民健康保険料の軽減に係る国の支援金で、保険者支援分の2分の1を見込んだものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、6節の児童手当及び子ども手当国庫負担金では、児童手当として、中学校修了までの児童の養育者である要件を満たす受給者の給付に対する国庫補助金でございます。

23ページ、24ページをお願いします。

2目衛生費国庫負担金は、本年度予算額を18万円とするものでございます。2節の母子保健衛生費国庫負担金として、未熟児入院治療分に対する国庫負担金で、2分の1の補助でございます。

2項国庫補助金の1目民生費国庫補助金は、本年度予算額を1,101万8,000円とするものでございます。1節の障がい者自立支援給付費等国庫補助金では、地域生活支援事業補助金としまして、障がい者の相談事業及び日常生活用具の給付に対する国庫補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

2目衛生費国庫補助金は、本年度予算額を158万4,000円とするものでございます。3節の保健衛生費国庫補助金としまして、風疹予防接種の必要性を確認するため、一定期間に出生した男性を対象に実施する抗体検査費用に係る補助金及び令和2年10月から定期化したロタウイルス予防接種等の副本登録補助金で、2分の1補助でございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 3目教育費国庫補助金では、39万円を計上しております。特別支援教育就学奨励費補助金では、学用品費の経費等に伴う補助金を、理科教育設備整備等補助金におきましては、小中学校における理科備品の整備に対する補助金を受け入れるもので、補助率はそれぞれ2分の1でございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページをめくっていただきまして、3項委託金、1目民生費委託金では、本年度90万1,000円でございます。住民課所管では、国民年金事務委託金として、事務に要する人件費や物件費などを交付金として受け入れるものでございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、2節児童福祉費委託金としまして、特別児童扶養手当事務の取扱交付金でございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、本年度予算額を6,909万3,000円とするものでございます。福祉健康課所管としまして、1節の社会福祉費負担金としまして、行旅病人及び行旅死亡人の扶助料に対する負担金でございます。4節の障がい者自立支援給付費等県負担金としまして、障がい者自立支援・介護給付費等負担金としまして、障がい者の医療・福祉サービス、補装具等の給付に対する県負担金で、4分の1補助でございます。

27ページ、28ページへお願いします。

10節の介護保険低所得者保険料軽減県負担金としまして、介護保険料の基準額の第1

段階から第3段階までの軽減分に対する県負担金でございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） ページ、戻っていただきまして、民生費県負担金のうち住民課所管でございますが、国保保険基盤安定負担金で、国保事業の支援及び保険料の軽減に係る県の助成金として、保険者支援分の4分の1、保険料軽減分の4分の3を受け入れるものでありまして、前年度比較で161万8,000円の増額でございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金では、保険料の軽減に係る県の助成金として、保険料軽減分の4分の3を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 次のページをお願いします。

2目衛生費県負担金としまして、本年度予算額を19万円とするものでございます。1節の保健事業費負担金としまして、特定不妊治療費負担金、養育医療費の給付事業費県負担金に係る負担金でございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 2項1目民生費県補助金では、本年度2,680万7,000円でございます。住民課所管では、1節の社会福祉費補助金のうち障がい者医療補助金、5節の子ども医療費補助金、6節児童福祉費補助金のうち、ひとり親家庭医療費補助金の福祉医療費に係る県対象分の補助金を受け入れるもので、福祉医療費総額で1,594万2,000円と見込み、前年度比較で105万1,000円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としまして、2節の老人福祉費補助金としまして、老人クラブ活動の社会活動促進事業に係る県補助金でございます。9節障がい者自立支援給付費等県補助金では、地域生活支援事業補助金としまして、障がい者の相談事業及び日常生活用具の給付に対する県補助の4分の1補助でございます。

2目衛生費県補助金としまして、本年度予算額を116万円とするものでございます。3節の保健事業補助金としまして、健康増進事業補助金では、健康診断及び健康教育等に係る補助金、地域自殺対策事業補助金では、法律相談、カウンセリング、心の健康教室などの補助金でございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 7目教育費県補助金で、126万2,000円でございます。放課後子ども教室推進事業補助金では、ホリデー教室の開催に伴います補助金の受入れ、学校支援本部推進事業補助金におきましては、土曜チャレンジ事業に係る補助金を受け入れるもので、補助率はそれぞれ最大3分の2、また、三重とこわか国体会場地市町運営交付金におきましては、6月に開催を予定しております三重とこわか国体デモンストレーシ

ョンスポーツのスポーツちゃんばら大会の運営経費のうち、基準額78万円の3分の2を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） ページをめくっていただきまして、2目民生費委託金では、本年度26万1,000円でございます。人権啓発活動活性化事業委託金として、講演会などの啓発事業費に受け入れるものでございます。

3目衛生費委託金では、本年度1万2,000円でございます。人口動態調査の作成事務費を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） ページ、おめくりいただきまして、33、34ページでございます。

最下段、18款繰入金、2項基金繰入金、7目夢とふれあい教育基金繰入金では、264万円でございます。歳出におけます修学奨学金貸与事業に要する経費を予定するものでございます。

めくっていただきまして、37、38ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、2目弁償金では、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。教育課所管部分につきましては、教育施設のガラス等の破損に伴います弁償金1,000円の頭出しを行っております。

続いて、5目雑入では、1,057万1,000円を計上しております。教育課所管部分につきましては、雑入中のコピー使用料、また、町史頒布代、小学校における太陽光発電電力の販売料等でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 福祉健康課所管としましては、2節の過年度収入でございまして、過年度の国庫負担金収入及び過年度県負担金収入では、追加交付分を受け入れるものでございます。雑入としまして、上から4行目の雑収入として、学童保育所クローバーの光熱水費等の使用料14万4,000円、上から8行目の社会福祉協議会補助金返還金としまして1,000円、下から3行目の一時保育給食代として8万円、下から2行目の介護予防サービス計画料としまして222万4,000円、令和2年度から障がい者相談事業の直営化に伴う障がい者・児計画相談支援収入としまして168万9,000円を受け入れるものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 雑入の住民課所管では、5行目の資源ごみ売払手数料として回収業者からの売却益を、また、上から11行目の火葬場水道使用料として、源緑地区より墓地の水道使用料をそれぞれ受け入れるものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） ページ、おめくりいただきまして、39、40ページでございます。

5項1目貸付金元利収入で、228万円でございます。夢とふれあい教育基金貸付資金の返還金として償還を予定したものでございます。

以上が歳入の御説明でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、83ページ、84ページをお願いします。

歳出の説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費としまして、本年度予算額を2億86万4,000円とするものでございます。前年度比較の減額の主な要因は、令和2年度に改修しました社会福祉施設改修工事の費用でございます。福祉健康課所管としまして、1節の報酬としましては、委員報酬は、木曾岬町いじめ問題調査委員会報酬8名分に要する経費を計上しております。

85ページ、86ページへお願いします。

18節の負担金、補助及び交付金としまして、主なものは、それからまたさらに次のページの上から4行目の社会福祉協議会補助金で、町社会福祉協議会の法人運営費及びシルバー人材センター業務に対する補助金に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 83、84に戻っていただきまして、住民課の所管部分ですが、右側の福祉医療事業、人権啓発事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業が住民課所管の部分でございます。主なものにつきましては、ページ、めくっていただきまして、需用費の消耗品では、人権啓発物品や人権の花活動に用いる材料、委託料の人権啓発活動活性化事業委託料につきましては講演会の費用、負担金、補助及び交付金では、説明欄、最下段の三重県後期高齢者医療広域連合負担金は広域連合の運営負担金であり、負担の根拠は、均等割が10%、人口割が45%、高齢者人口割が45%でございます。

またページをめくっていただきまして、繰出金では、国民健康保険特別会計繰出金で、財政基盤安定繰出金等の増額に伴い270万円余りの増額、また、後期高齢者医療特別会計繰出金では、医療給付費負担割合の減少に伴い120万円余りの減額となっており、その他、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 89ページ、90ページをお願いします。

2目社会福祉施設費としまして、本年度予算額を4,198万5,000円とするものでございます。10節の需用費としましては、福祉教育センター、輪心乃里及びふれあいの里に要する経費を計上しております。12節委託料の管理委託料としまして、ふれあいの里の遊具点検、福祉教育センターの屋内清掃に要する経費を計上しております。その他

は説明欄に記載のとおりでございます。

91ページ、92ページをお願いします。

3目老人福祉費としまして、本年度予算額を9,675万1,000円とするものでございます。7節報償費としまして、長寿者へのお祝い及び敬老会記念品に要する経費を計上しております。10節の需用費の消耗品としまして、長寿者褒賞、敬老会等に要する経費を計上しております。12節委託料としまして、主に上から2行目の保守委託料としまして、要援護者台帳システムに要する経費、上から4行目のひとり暮らし老人緊急通報システム業務委託料に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

93ページ、94ページへをお願いします。

18節の負担金、補助及び交付金の福祉健康課所管としまして、主に老人クラブ連合会補助金に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

27節繰出金としまして、介護保険特別会計への繰出金に要する経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 95、96ページをお願いいたします。

5目国民年金費では、本年度745万4,000円でございます。この科目は国民年金事務に要する経費を計上しております。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費としまして、本年度予算額を1億3,616万1,000円とするものでございます。福祉健康課所管としまして、12節委託料としまして、主に電算委託料では、障がい者福祉自立支援給付システムの保守等経費、次のページの障がい者相談支援事業委託料では、基幹相談支援センターそういんの委託経費に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。13節使用料及び賃借料としまして、障害者総合支援法給付費適正化相談支援ソフト賃貸借、障がい者福祉自立支援給付システム機器など、賃貸借料及びシステム使用料に要する経費を計上しております。19節扶助費としまして、主に下から3行目の地域生活支援事業費としまして、日常生活用具給付費、移動支援、日中一時支援等に要する経費を計上しております。次のページの上から3行目の自立支援給付費としまして、介護給付費、訓練等給付、相談支援給付、障がい児通所給付などに要する経費でありまして、就労継続支援B型、就労移行支援、放課後等デイサービスに係る費用が減少しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

以上です。

95、96ページに戻っていただきまして、住民課所管部分でございます。11節の役務費の証明料は障がい者福祉医療に係る証明料、ページ、めくっていただきまして、扶助費では、障がい者医療費助成金の県対象分と町の対象分、またページをめくっていただき

まして、65歳以上の重度障がい者医療費助成金の県対象分と町の対象分を計上しており、助成金全体としては、前年度比較で43万円の減額となるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費としまして、本年度予算額を1,937万4,000円とするものでございます。

101ページ、102ページをお願いします。

需用費としまして、消耗品費では、ファーストToy購入費用、子育てサロン及びたんぽぽ広場に係る消耗品費に要する経費を計上しております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。役務費としまして、通信運搬費では、子ども・子育て支援事業に係る郵送代、タブレット通信利用料、自動車損害保険料では、公用車の損害共済等に要する経費を計上しており、その他は説明欄に記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金としまして、主に施設型給付費では、広域入所児童分に要する経費を計上しております。

103ページ、104ページをお願いします。

2目児童措置費としまして、本年度予算額を9,067万4,000円とするものでございます。福祉健康課所管としまして、19節の扶助費としまして、すこやか赤ちゃん出産祝金7名分に要する経費、児童手当及び子ども手当費の約550名分に要する経費を計上しております。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、11節の役務費の証明料は子ども福祉医療費に係る証明料、扶助費では子どもの医療費助成金の県対象分と町の対象分を計上しており、助成金全体としては、前年度と比較して、238万1,000円の減額となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 105ページ、106ページへお願いします。

3目母子福祉費としまして、本年度予算額を318万3,000円とするものでございます。福祉健康課所管としまして、報償費としまして、母子・父子家庭児童生徒慰問費に要する経費を計上しております。小学校入学の対象者が6人、小学校卒業の対象者が10人、中学校卒業の対象者が10人を予算計上させていただいております。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 住民課所管では、11節の役務費の証明料はひとり親家庭等の福祉医療費の証明料、扶助費ではひとり親家庭等医療費の助成金を計上しており、助成金といたしましては、前年度比較17万4,000円の増額となるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 5目こども園費としまして、本年度予算額を1億3,648万8,000円とするものでございます。報酬の会計年度任用職員としまして、保育士補助員、調理員、用務員に要する経費、保育園措置会議委員報酬では、学校・園運営委

員の報酬費、園医報酬では、内科医、歯科医及び薬剤師に要する経費を計上しております。

107ページ、108ページへお願いします。

需用費としまして、主に消耗品費では、教材費に要する経費、給食費では、給食の主食費及び材料費、おやつ代に要する経費であり、その他は園の運営に必要な経費を計上しております。委託料としまして、主に上から4行目の業務委託料は派遣保育士2名分の経費、その他の委託料は園の管理運営に必要な委託料であり、説明欄記載のとおりでございます。

109ページ、110ページへお願いします。

負担金、補助及び交付金としまして、各種協議会及び研修会、遠足バス代の補助金に要する経費を計上しており、その他は説明欄記載のとおりでございます。

6目学童保育所費としまして、本年度予算額を513万1,000円とするものでございます。委託料としまして、事業委託料は学童保育所クローバーへの運営委託に要する経費を計上しております。令和3年度におきましては、32人の申込みがある状況でございます。

111ページ、112ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金としまして、ひとり親家庭補助金に要する経費を計上しております。

3項1目災害救助費としまして、本年度予算額を8万5,000円とするものでございます。積立金としまして、災害救助積立金の利息分の積立てに要する費用を計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費としまして、今年度予算額を5,087万8,000円とするものでございます。負担金、補助及び交付金としまして、主なものは、桑名市応急診療所の運営及び救急当番対応の病院群輪番制など医療体制の確保、充実のための負担金、次のページの海南病院の施設整備補助金及び救命救急センター運営補助金で、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

2目保健施設費としまして、本年度予算額を98万3,000円とするものでございます。委託料としまして、保健センターの電気、警備等の保守委託、ネズミ、虫害の駆除の委託に要する経費を計上しております。

3目の予防費としまして、本年度予算額を1,307万2,000円とするものでございます。需用費としまして、救急箱内の医薬品、感染防止対策用の消毒液など、必要な消耗品の購入に要する経費を計上しております。委託料の電算委託料としまして、予防接種副本登録対応業務、次のページの予防接種委託料は、小児等への定期接種、高齢者のインフルエンザ及び成人予防接種として、風疹予防接種、抗体検査などの予防接種委託料に要する経費を計上しております。

4目母子保健衛生事業費としまして、本年度予算額を884万8,000円とするものでございます。需用費としまして、もぐもぐ教室、歯磨き教室などの各教室に必要な消耗

品の購入に要する経費などを計上しております。その他は説明欄に記載のとおりです。委託料としまして、主に電算委託料では健康管理システム利用に要する経費、業務委託料では助産師子育て相談などに要する経費を計上しており、その他は説明欄記載のとおりでございます。備品購入費としまして、赤ちゃん訪問時に使用する乳児用の体重計1台の購入に要する経費を計上しております。

119ページ、120ページをお願いします。

5目成人等保健事業費としまして、本年度予算額を1,101万円とするものでございます。需用費としまして、主に光熱水費は保健センターに要する経費、その他は健康増進、自殺予防の普及啓発等に要する経費を計上しております。委託料としまして、主に次のページのがん検診委託料は、医療機関及び検診センターの検診に要する経費を計上しており、その他は説明欄に記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金としまして、がん検診還付助成金に要する経費を計上しており、その他は説明欄に記載のとおりでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 6目環境衛生費では、本年度683万6,000円でございます。この科目では、畜犬管理事業、火葬場の運営事業、グリーンカーテン事業及び家庭用新エネルギー等普及支援事業に要する経費を計上しております。主なものは、委託料のシステム等改修委託料では、畜犬管理システムの機器のリプレース経費として18万円を新たに計上、ページをめくっていただきまして、工事請負費では町立火葬場の火葬主燃炉の修繕工事であり、その他は説明欄記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、2項清掃費、1目し尿処理費では、本年度369万円でございます。この科目では、桑名・員弁広域連合構成自治体の負担金を計上しております。負担金の内訳ですが、管理運営分のうち、所管分として157万8,000円、積立金及び公債費分が210万8,000円でございます。

2目塵芥処理費では、今年度1億9,007万1,000円でございます。この科目では、町のごみ処理に係る経費を計上しております。主なものは、報償費では、資源ごみ回収における地区への報奨金、需用費の消耗品では、家庭ごみ収集用指定袋の購入代、ページをめくっていただきまして、委託料では、ごみ収集・投棄委託料のほか、各種収集・運搬委託料、負担金、補助及び交付金では、桑名広域清掃事業組合負担金や資源ごみ回収団体育成助成金などを計上しており、その他は説明欄記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、3項1目公害対策費では、本年度89万6,000円でございます。主なものといたしましては、報酬では、環境審議会委員報酬として2回分の計上、負担金、補助及び交付金では、桑名・員弁広域連合への広域環境基本計画に係る負担金であり、その他は説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） ページをおめくりいただきまして、169、170ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。1項教育総務費、1目教育委員会費では、90万3,000円でございます。この科目では、教育委員4名、学校運営協議会委員14名の報酬のほか、教育委員会に関連する経常経費を計上してございます。

下段、2目事務局費では、9,001万7,000円でございます。この科目では、教育委員会事務局の職員の人件費のほか、各学校で区別しない経常的な予算を計上しております。報償費では、いじめ問題対策、就学支援に関する委員報酬を、会計年度任用職員報酬では、社会教育補助職員、英語の非常勤講師をそれぞれ1名雇い入れております。給与、職員手当等、共済費につきましては、教育長ほか職員6名の人件費を、次ページにわたって計上してございます。7節報償費におきましては、ICT支援員、土曜チャレンジ事業や研修会等の講師招聘に伴います謝金を計上、需用費におきましては、各種情報誌や通学用ヘルメットなどの購入費用を計上してございます。

ページをめくっていただきまして、12節委託料につきましては、小中学校のタブレット端末の管理に係ります業務委託料のほか、安全監視員、小中学校の図書館業務に係る経費などを計上しております。使用料では、小中学校で使用するタブレット端末の学習アプリやフィルタリングシステムなどの使用料、負担金、補助及び交付金につきましては、次ページに渡りまして、町人権教育研究協議会や英語検定チャレンジ事業の補助金などを計上いたしまして、そのほかは説明欄に記載のとおりでございます。

貸付金におきましては、修学奨学金貸与事業貸付金の貸与を予定しております。積立金におきましては、夢とふれあい教育基金を貸与している方からの返還金の積立てを予定するものでございます。

下段、4目森林環境教育事業では、118万3,000円を計上しております。この科目におきましては、森と緑の県民税市町交付金を財源として、郷土教育の一環としての中学1年生が木曾川の源流である長野県木祖村を訪れ、自然体験や交流学习を実施するための費用などを計上しております。

ページ、めくっていただきまして、項、変わりました、2項小学校費でございます。1目学校管理費では、本年度予算額3,622万7,000円でございます。この科目では、小学校における管理費等経常的な経費を計上しており、報償費では、非常勤職員のほか、会計年度任用職員としての用務員、介助員、少人数教育や英語教育を含めた非常勤講師と学習支援員の配置を予定しております。旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を、需用費では、光熱水費などの経常的なものに加え、学校施設等の修繕料を計上しております。委託料につきましては、ページをめくっていただきまして、各種設備の保守点検や職員、児童の健康診断など、経常的な経費を計上しております。使用料につきましては、教師用のタブレット端末のリース料の計上のほか、説明欄記載のとおりで

ございます。負担金、補助及び交付金につきましては、修学旅行、社会見学等の補助金などを予算配置し、次ページにわたり、説明欄記載のとおりでございます。19節扶助費におきましては、特別支援教育就学奨励費及び準要保護児童就学奨励費を見込み、予算計上をしております。

2目教育振興費では、予算額410万8,000円でございます。こちらにつきましては、児童の教育振興に係る経常的経費を計上しており、需用費では、教材文具、学校行事に関する消耗品のほか、委託料では、学力調査や情操教育学習に係る経費を計上しております。使用料及び賃借料につきましては、児童用のタブレット端末の経費を計上しております。また、備品購入費におきましては、理科備品といたしまして、プログラミング教育用の電気実験セットを予算計上しております。

ページ、めくっていただきまして、3項中学校費でございます。1目学校管理費では、予算額2,661万3,000円でございます。この科目では、中学校におけます管理費等、経常的な経費を計上しております。報酬では、非常勤職員のほか、会計年度任用職員としての用務員、少人数教育や学力向上支援員を含めた非常勤講師、学習支援員の配置を予定しております。報償費では、部活動の外部指導として、柔道、テニスの部活動指導者に対する謝礼、旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、需用費では、光熱水費などの経常的なものに加え、施設の修繕料を計上しております。委託料では、各種設備の保守点検や健康診断など、経常的なものを計上しております。

ページをおめくりいただきまして、使用料では、コンピューター機器の借上料として、教師用のタブレット端末のリース料のほか、説明欄記載のとおりでございます。負担金、補助及び交付金につきましては、各種大会の参加登録料などの関係負担金、修学旅行の補助金などの予算を配置し、次ページにわたり、説明欄記載のとおりでございます。19節扶助費につきましては、準要保護生徒の就学援助費としての所要額を見込み、予算計上しております。

次に、2目教育振興費では、予算額649万3,000円でございます。この科目では、中学校の生徒の教育振興に係る経常的経費の計上でございまして、需用費では、教材、文具、学校行事、部活動に関する消耗品などを計上しております。また、委託料につきましては、情操教育や学力調査に係る経費を計上しております。使用料及び賃借料につきましては、生徒用のコンピューター機器やタブレット端末の経費を配置し、備品購入費では、生徒用の図書と、あと、理科備品といたしまして、U字磁石や電流計、電圧計などの費用を計上してございます。

ページ、めくっていただきまして、項、変わりまして、5項社会教育費でございます。1目社会教育総務費では、予算額968万2,000円でございます。この科目では、社会教育指導員の配置や、成人式、ホリデー教室等の開催に伴います経費、社会教育団体の補助金などを計上しております。報酬では、会計年度任用職員として、社会教育指導員、

図書館の事務員、社会教育委員報酬などを予定しております。報償費では、ホリデー教室や輪中教室などの講師料、成人式の記念品などを計上しております。需用費、役務費につきましては、大きな変更はなく、説明欄記載のとおりでございます。委託料につきましては、町民ホールの舞台つり物、移動式の観覧席の保守点検や清掃委託料、負担金、補助及び交付金におきましては、青少年育成町民会議や文化協会、ボラ倶楽部などの社会教育団体の補助金を予算配置し、そのほかにつきましては、説明欄記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきまして、2目公民館費でございます。予算額681万2,000円でございます。公民館講座をはじめとした各種公民館事業の運営と施設の維持管理に要する経費を計上しております。報償費につきましては、公民館講座における講師料、旅費から役務費の各費目につきましては大きな変更点なく、詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。委託料では、北部公民館の管理委託料のほか、各種設備の保守点検などの経常的な経費を計上しております。

ページ、めくっていただきまして、3目文化資料館費では、予算額62万5,000円でございます。この科目では、文化資料館の維持管理に係る経常的な経費を計上しておりまして、各細部につきましては、昨年度同様の予算配置をしておりまして、詳細につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

下段、5目図書館費では、予算額1,306万6,000円でございます。この科目では、町立図書館の各種サービスや維持管理に係る経費を計上しておりまして、報酬では、図書館運営委員会の委員報酬、報償費では、講師や作品展示の謝礼を計上しております。需用費関係につきましては、新聞、雑誌のほか、一般事務用品、展示用の消耗品などを計上し、委託料では、館内清掃のほか、図書館の管理業務の経費を計上しております。また、使用料関係につきましては、書籍情報、貸出し、予約などの図書館管理システムのリース料、備品購入費におきましては、一般図書、児童図書の年間の図書購入費を計上しております。

めくっていただきまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費では、予算額1,200万6,000円でございます。運動を通じた健康づくりや軽スポーツの普及などの社会体育事業に関する経費や社会体育団体に対する補助金などを計上しております。経常経費といたしましては例年同様の計上ではございますが、令和3年度につきましては、6月に三重とこわか国体のデモンストラーションスポーツとして、スポーツちゃんばらの大会を開催する予定をしておりますので、その運営経費を計上しております。

ページ、おめくりいただきまして、委託料につきましては、美し国三重市町対抗駅伝大会に要する運営委託、体育系の町民講座において、一般を対象にした講座、児童のスポーツ促進事業の委託として、子どもたちのスポーツに触れる機会の提供を目的とした教室などの委託料、備品購入費につきましては、教育委員会が使用する軽トラックの使用年数が20年を超過していることから、これを買替えるものでございます。負担金、補助及び

交付金につきましては、次ページにわたりまして、体育協会、スポーツ少年団、きそさきAZクラブなどの社会体育関係団体への補助金を計上しているほか、説明欄記載のとおりでございます。

2目社会体育施設費では、予算額1,670万でございます。この費目では、体育施設の維持管理に関する経費や町体育館の施設管理費などを計上しております。需用費では、町体育館、各グラウンドの光熱水費、各種修繕料を計上し、委託料では、各種設備の保守点検や清掃、グラウンドの緑化管理のほか、施設の管理委託など、例年並みの予算を計上しております。

めくっていただきまして、3目学校給食費でございます。本年度予算額は6,078万2,000円でございます。児童生徒や教職員に提供する給食の調理に係る経費を計上しており、報酬では、会計年度任用職員の給食調理員のほか、学校運営委員3人の報酬を予定しております。需用費では、光熱水費などの経常的なものに加え、配食車両の修繕料を計上し、役務費では、給食費の口座振替手数料、汚水槽の清掃費を計上しております。

ページ、おめくりいただきまして、委託料では、配食や残渣の運搬をシルバー人材センターに委託するほか、厨房内の清掃や各種設備の保守点検、米飯の加工に係る所要経費を、原材料費におきましては、各種食材に係る所要額を計上しております。また、備品購入費におきましては、本年度はフライヤーと冷凍庫1台を更新する経費を計上させていただいております。

以上が令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算の所管部分の御説明でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務当局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

○委員（中川和子君） また、職員配置の、またというか、来年度の一般会計の中の職員配置のことについて……。

○委員長（伊藤好博君） ページを言ってお願いたします。

○委員（中川和子君） だから、職員配置のことについてのお尋ねをしますので、順次言っていきますので、よろしくお願をいたします。

まず、社会福祉総務費、84ページですが、給料で住民課3名分になっていますが、昨年もたしか3名分だと思ったんですが、昨年より約196万円の減額になっていまして、これはどういう関係なのかを教えてくださいたいと思います。

それから、106ページのこども園費ですが、こども園費の職員の関係、一般職が11名とお聞きをしましたが、会計年度任用職員は何名いらっしゃるのでしょうか。

それから、112ページの保健衛生総務費のところ、今年度は管理栄養士の方が育休ということで、代わりに管理栄養士の方がいらっしゃるということで会計年度職員報酬が

上げられていたんですが、今回はそれがなくなっていますので、ここの職員の関係はどうなっているのでしょうか。

それから、126ページですが、塵芥処理費のところですが、ごみリサイクル協議会委員報酬が出ておりませんので、例規集にも協議会委員のところなくなっているの、これはなぜなくしたのかということと、それから、一般職の給料のところ今年と比べて2名から1名分になっているのかなというので、なぜ減らしたのかなというのをお聞きしたいのと、それから、174ページですが、委託料の中で、安全監視員委託料が今年度より大きく減少しておりますが、その理由をお聞かせください。

それから、200ページですが、さきの説明会のときに、今回、教育委員会で管理栄養士を雇い入れるとお聞きしましたが、それは福祉のほうで今まで雇っていた体系を学校給食センターのほうに回したという考えでよろしいのでしょうかね。

以上ですが。

○住民課長（伊藤正典君） まず、人件費の部分で、84ページと126ページの職員の人件費のこと、減った理由はということなんですが、あくまでも当初予算における暫定配置ということで、先ほどの補正予算でも削らせていただきましたが、暫定配置による予算計上ということで御理解願いたいと思っております。

また、126ページのリサイクル推進協議会の委員報酬につきましては、これまでの協議会の取組によってある程度ごみの減量化が進んだということで、一旦、リサイクルの推進協議会は会議を行わないということになっておりますので、また必要なときに必要な委員会を上げさせていただくという予定でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 106ページをお願いします。

106ページのこども園費の報酬の会計年度任用職員報酬の件ですが、何人ということで、保育士補助員は10人です。

次に、112ページの保健衛生費の保健衛生総務費のところの報酬のところ、会計年度任用職員がという話ですが、4月から職員が出産後復帰しますので、その分の今まで臨時の管理栄養士の会計年度任用職員の予算がないということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） まず、174ページの委託料の安全監視員の委託料のところについてでございます。現在、シルバー人材センターのほうに委託をしております、6名の方でやっていただいております。うち4名がお子さんの下校についていくというスタイルで、あとの2名の方につきましては、車で町内を巡回するというスタイルを取っております。今年度ずっとやっているんですが、今年度から地域BWAを使ったビーコン、こちらのほうが小学生も配布が完了しております。そういうものですか、あと、町民会議

のほうで、これは昨年度になるんですが、安全監視パトロール用のベストを作成いたしまして、各団体の方に御協力いただきまして、見守りをしていただいている状況がございます。その辺りを検討いたしまして、これからどのように見守りのほうをやっていくかというところで学校とも協議しながら、車での巡回のところの部分に来年度から削除させていただくというところで、その分、立っていただいたり、車を使ったパトロールもボランティアの方がやっていただいたりとか、地域で見守りというところが徐々に定着してきているのかなというところで、そのような予算の計上をさせていただきました。

もう一つの給食センターの管理栄養士をお一人というところがございますが、福祉のほうから回したのかという御質問ですが、福祉のほうの管理栄養士とは別でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 126ページの一般職の給料、塵芥処理費のところですが、給料が減ったのは、あくまでも暫定ということなんですか。2人から1人に配置換えをするということではないんですかね。

それから、説明をいただいたので、学校給食費の管理栄養士が福祉は福祉であるので、それとは別だということですが、今までって、管理栄養士の方ってどのような雇用形態だったんでしょうかね。それをお伺いしたいと思います。

それから、こども園費ですが、こども園費の報酬の会計年度任用職員の方ですが、保育補助が10名で、あとの関係はどうなっていますか。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、管理栄養士の関係のことなんですが、育休を今まで取っていた正規の職員がこの4月から復帰するものですから、今まで臨時の管理栄養士の職員がこの3月いっぱい退職されるので、3年度予算には会計年度任用職員の管理栄養士の予算は計上されていないということで御理解いただきたいと思います。

また、106ページのほうのこども園費のところの会計年度任用職員の保育士は10名で、調理員が1名で、用務員が1名ということで、よろしく申し上げます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 126ページの給料の部分ですが、令和2年度の当初予算では2人の職員の給料を置いてございました。これは令和元年度の予算のときにはこの給料で2人の職員を支払いしていたという関係で、当初予算は2人置いていたということになりますが、実際には令和2年度は、この職員については1名の給料級で払っている実態でございますので、人数的には、令和2年度も令和3年度も実績は変わらないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（中川和子君） 私の質問の仕方が悪かったのか。福祉のほうの管理栄養士の方の関係は分かったんですけど、学校給食のほうで新たに管理栄養士を雇われるということで、

それも会計年度で雇われるということで、今までどのような雇用形態であったのかを伺いたかったのと、あと、雑入の38ページですが、雑収入の中のクローバーの光熱水費は昨年よりは下がっているんですが、これは実態に合わせたということだと思いますが、今年は休校の関係もあってクローバーも開いている時間は長かったと思うんですが、そこら辺も考慮されたことでよろしいですか。

○福祉健康課長（松本 大君） 38ページの雑収入の中の14万4,000円の学童保育のクローバーの光熱水費のお話だと思うんですけども、言われるのは、今回は実績に基づく予算計上でありまして、一月当たり1万2,000円を見込んでおります。1万2,000円掛ける12か月ということで14万4,000円ということですので、昨年是一月当たり1万5,000円予算を見てみましたが、今回は実績に基づきますと1万2,000円でしたので、その1万2,000円に基づいた予算計上ですので、よろしくお願ひします。

○教育課長（黒田和弘君） 給食センターの管理栄養士につきましては、これまで雇用しておりません。今は給食センターに栄養教諭が1名おりまして、その辺りの給食センターの業務を全て1人の栄養教諭でやっております。この辺りを業務のすみ分けをきちっとしていくと、整理していくというところで、このたび管理栄養士を雇用するというところでございます。

以上でございます。

○委員（中川和子君） なぜ正規じゃないかって、私、聞きませんでしたっけ。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

○委員（伊藤 守君） 96ページの文章のことであっちこっち気になるんですけども、18節のところ、障害者介護給付費という、障害者の「害」という字が害ですよ。それで、19のところの扶助費の障がい者の「がい」は平仮名なんですよ。要は字のことで、特に関係ないか分からないんですけども、数字には。何年も前も言ったことがあるんですけども、この「害」という字はあんまり使わんほうがいいんじゃないかなと思って。国がそういうふうにするという話は前に聞いたんですけど、それで、その辺のことをお聞きします。

○福祉健康課長（松本 大君） これはあえてというか、使い分けをしておりまして、害で漢字で使っているほうの、国からのそういうような基づいた形でそれぞれ使い分けをしておりますので、それに基づいているということで御理解いただきたいと思ひます。

○委員（伊藤 守君） 要は、国から来ているのが。

○福祉健康課長（松本 大君） もうそのままの、漢字であれば漢字で適用させていただいているということでお願ひします。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 御質疑もないようですので、質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時45分といたします。

午後 2時29分休憩

午後 2時45分再開

○委員長（伊藤好博君） それでは、休憩を解き、委員会に戻します。

時間も経過しておりますので、スムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、次に、議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○住民課長補佐（多賀晶子君） では、議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

217ページを御覧ください。

議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億2,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

一時借入金。

第2条では、一時借入金の限度額を3,000万円と定め、第3条では、歳出予算の流用規定を定めたものでございます。

それでは、次のページ、第1表、歳入歳出予算を御覧ください。

歳入では、1款国民健康保険料から9款諸収入までの9つの款と、それに付随する12の項で構成されております。次のページ、歳出では、1款総務費から10款予備費までの9つの款と、それに付随する19の項で構成をされております。歳入歳出のそれぞれの予算総額は8億2,000万円となり、前年度比較500万円の減額予算となるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、222ページからで説明をさせていただきます。

1款国民健康保険料では、保険料の算定基礎として、令和3年度の世帯数を952世帯、被保険者数を1,515人と見込み、県への事業費納付金や保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金などを勘案し、保険料総額を1億7,738万1,000円と見込み、前年度比較で1,348万6,000円の減額、率で7%減となっております。この保険料率については、予算は減額となっておりますが、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染

症の影響による所得の減少などにより、令和3年度の本算定時の状況により検討していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に、2款一部分担金、次ページ、3款使用料及び手数料は、例年どおり計上しております。

次に、5款県支出金では、県広域化により、県から医療費などを受け入れる科目でございしますが、1目保険給付費等交付金の普通交付金では、歳出の保険給付費の全額5億7,795万7,000円、特別交付金では、保険者努力に対する支援分や医療費適正化などに対する県繰入金1,884万5,000円、特定健診等負担金では、負担金203万7,000円を受け入れるものでございます。

次に、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、本年度6,109万3,000円でございます。保険基盤安定繰入金については、保険料の軽減支援に対し、国、県の負担金が一般会計を通じて交付されるもので、保険料軽減分では、町4分の1で2,394万9,000円、保険者支援分では1,393万8,000円を受け入れ、一般会計繰入金では、国保財政の安定化を支援するために、事務費、出産育児一時金、国保事業費助成繰入金2,320万6,000円を繰り入れるものでございます。

次のページ、おめくりください。

7款から9款におきましては、例年どおり計上しております。

次に、歳出でございます。

232ページからの事項別明細により説明をさせていただきます。

1款総務費、1項1目一般管理費では、本年度706万6,000円、前年度比較で108万1,000円の減額となっております。国保会計で雇用する任用職員1名分の人件費及び国保会計の経常的な事務経費を計上しております。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。なお、前年度からの減額要因は、システム改修による委託料が減額となったものでございます。

次のページ、おめくりください。

2項1目賦課徴収費では、保険料の賦課徴収に要する経費を計上しており、本年度135万2,000円でございます。内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次に、3項運営協議会費、4項趣旨普及費は、例年どおり計上しております。

次のページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者では、被保険者に係る医療費の保険者負担額、3目療養費では、柔道整復治療や補装具等の療養費の保険者負担額、5目審査支払い手数料では、これらの給付に係るレセプト審査及び電算処理経費、6目第三者行為求償事務手数料では、連合会処理分の経費を計上しており、療養費総額では、本年度4億8,789万3,000円と見込み、計上しております。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者の高額療養費では、被保険者に係る高額療養

費、3目高額介護合算療養費では、介護受給者がいる世帯の合算適用者の高額療養費を計上しており、総額で7,308万円と見込み、計上をしております。

次に、3項の移送費、次のページ、4項出産育児一時金、5項1目葬祭費につきましては、例年どおりの予算を計上しております。

次に、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分では1億6,341万5,000円、次のページ、2項後期高齢者支援金分、1目一般被保険者・後期高齢者支援金分では5,230万4,000円、3項介護給付費分、1目介護納付費分では1,757万4,000円、総額で2億3,329万3,000円で、前年度比較1,695万1,000円減額、率にして6.7%減となっております。この納付金は、国保広域化に伴う県への納付金で、前々年度医療費などに基づき、医療分、後期分、介護分に分けて納付するもので、市町が徴収する保険料相当分になるものですが、県における令和3年度の納付金の算定では、保険給付費の伸び率は令和2年度当初予算に比べ0.24%の増加を見込んでおりますが、前期高齢者交付金が増額、国保制度改正に対する補填金、決算余剰金の活用により、県全体でも2.55%の減となっております。

次のページです。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査事業費では、本年度834万6,000円でございます。国保被保険者の基本健診と保健指導に対する経費を計上し、内容につきましては、説明欄記載のとおりです。

2項1目保健衛生普及費では、本年度15万7,000円でございます。この科目では、国保被保険者の健康増進を図るために要する経費を計上しており、内容につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

次のページ、おめくりください。

7款、8款、9款では、昨年度同様に、説明欄記載の内容の予算を計上しております。

次のページ、10款予備費では、本年度265万1,000円を計上し、この金額をもって歳出予算額を調整させていただいております。

次のページをお開きください。

国保会計に係る給与費明細書でございます。

次のページをお開きください。

国保会計に係る債務負担行為の調書でございます。

以上で令和3年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

○委員（中川和子君） この予算をつくるときの仮算定の保険料は出ていると思うんです

が、昨年との比較がどうなっているのかを教えてくださいたいのと、それから、224、225の一般会計の繰入金2,302万6,000円がありますが、あと、法定外の繰入れは今回なされたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから、出のほうですが、245ページの特定健康診査等事業費の中で、委託団体を代えて減額になっているんですが、代えた理由を教えてくださいたいのと、先ほど説明の中で、納付金は県全体でも減っているんですけど、当町も保険者も減っているんで、本算定のとときにコロナで所得が落ちている中、本算定のとときにそれを見ようとすると必然的に保険料はアップするんじゃないかということ懸念しているんですが、それから、当町の保険料はどのような水準にあるのか、教えてください。

それと、運営協議会が今回は開かれずに委員さんの意見を求めたということですけど、何か予算について意見があったのか、なかったのか、教えてくださいたいと思います。

○住民課長（伊藤正典君） まず、225ページの一般会計繰入金の2,320万6,000円の中の法定外の繰入れはということですけど、本年度も当初予算で1,000万円のいわゆる法定外というか、お金の予算は上がっております。

2点目は、245ページの特定健診の実施団体の部分ですけど、これにつきましては令和2年度からの3年契約で業者が代わったんですが、これは見積りによる安い業者というか、それによって業者を決めさせていただいておるということでございます。

3点目が、保険料が上がるのかどうかという点につきましては、令和2年の所得が出てこないと言えないというのが今の現状でございます。一番最初に聞いていただいた仮算定の保険料ということですけど、これにつきましても所得水準が出てこないと言率が出ないということで、今の予算につきましては、かかる費用に対してどれだけ保険料が必要かということで保険料自体を上げさせていただいておりますので、料率の部分についてはここでは出てこないということになりますので、御了承願いたいと思います。

最後、運営協議会、今回は委員の皆さんに書面によって内容を確認していただいて、全ての委員さんから今返答をいただいておりますが、特に当初予算につきましては、意見等はありませんでしたので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 本算定にならないと分からないということですが、本算定でかなり保険料がアップして、法定外繰入だけでは足りない場合は何か考えていらっしゃいますか。またそれは補正の問題。

○住民課長（伊藤正典君） 今の現時点で所得水準が見込めない段階では、そのようなことまでは事務局としても考えていないということで御了承願いたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○住民課長補佐（多賀晶子君） では、議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

253ページを御覧ください。

議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条第1項、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

次のページ、第1表、歳入歳出予算を御覧ください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金までの5つの款とそれに付随する6つの項で構成し、歳出では、1款総務費から5款予備費までの5つの款とそれに付随する6つの項で構成され、それぞれの予算総額は1億4,200万円となり、前年度比較300万円の増額予定となるものでございます。

では、内容につきまして、歳入事項別明細書で主要項目を説明いたします。

257、258ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、総額6,094万4,000円と見込み、前年度比較で180万6,000円の減となります。この保険料については広域連合から示されるもので、軽減対象世帯の増加見込みにより減額となったものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、広域連合への共回事務費分と当会計の事務費分、2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減相当額に対し、県、町の負担分、3目療養給付費繰入金は医療費の町負担分、これらの総額を本年度8,021万1,000円繰り入れるものでございます。

4款、5款では、昨年と同様に、説明欄記載の内容の予算を計上しております。

次に、歳出でございます。

263、264ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、経常的な事務経費を計上しており、

本年度192万4,000円です。

2項1目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、本年度114万6,000円です。

次のページ、おめくりください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度総額1億3,808万5,000円で、前年度より301万6,000円の減額となっております。減額理由として、保険料負担金で180万6,000円の減額、また、療養給付費分では、町の負担割合が減少したことにより、124万9,000円の減額となっております。

3款から5款では、昨年と同様に、説明欄記載の内容の予算を計上しております。

以上で令和3年度後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 今回、軽減世帯が多くなりそうなので、保険料の減額180万が出ているんですが、どれぐらい今までと違ってきているのかを教えてくださいと思います。258ページのところです。

それから、266ページで、後期高齢者医療広域連合納付金の医療給付費負担金で124万9,000円減っているんですが、これはコロナも関係あるんでしょうか。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） まず、1点目の軽減世帯をどれぐらい見込んでいるかということでしたと思うんですけど、これはあくまでも後期高齢者医療広域連合さんが各市町の状況で一定程度、保険料の負担金を上げてきますので、これによると7割軽減が昨年度に比べて2人ほど増えると。5割軽減が昨年度と比較して8人ほど、2割軽減が7人ほどということで、全部で17人ぐらい軽減世帯が増えるであろうということで、保険料を決めさせていただいておるものでございます。

2点目の療養給付費負担金につきましては、コロナの影響を見込んでいるかということなんですが、医療費を出すには令和元年度の医療費で推計しておることもありますので、令和2年度のコロナの影響分というのは特に見込んでいないということの負担金の設定でございまして、その辺、御了承願いたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

○委員（中川和子君） 258ページの軽減世帯が多くなると。今、人数で言われたんですけど、こういう場合は世帯ではなくて人数で数えるものなのかということをお願いしたいのと、結局、後期高齢者の医療保険料としては下がるという考えでよろしいんですかね。

○住民課長（伊藤正典君） まず、1点目の人数か世帯かということなんですが、後期の

場合は、保険料は人で算定しますので、世帯ではなく人で算定してまいりますので、人ということで私は報告させていただきました。

保険料全体でございますが、当町は保険料自体は下がります。三重県につきましては、今対比した資料は持ち合わせていませんので、県全体と言われますと、今は報告できないということで御了承願いたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

次に、議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○福祉健康課長補佐（服部直子君） 議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

269ページを御覧ください。

議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,500万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付額の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものです。

270、271ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算についてでございますが、まず、歳入については、10の款とそれに付随する14の項で構成されており、その予算現額は総額で5億4,900万円でございます。

222、223ページを御覧ください。

続いて、歳出でございますが、歳出は7の款とそれに付随する15の項で構成されてお

り、その予算現額は、歳入同様、5億4,900万円でございます。

続いて、274ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお目通しいただきたいと思っております。

275、276ページを御覧ください。

1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、本年度予算額1億4,501万円、対前年比693万2,000円増額するものでございます。介護保険料は、令和3年度から令和5年度までの3年間は第8期介護保険事業計画の基準額により算出しております。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、本年度予算額8,567万9,000円、対前年比129万4,000円増額するものでございます。介護給付費負担金は、介護保険給付費分の20%、介護保険施設費分の15%について交付を受けるものでございます。

277、278ページを御覧ください。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、本年度予算額233万1,000円、対前年比84万5,000円増額するものでございます。第1号被保険者の要介護・要支援認定者数などの算出により、格差調整のために交付されるものでございます。

6目介護保険事業費補助金は、本年度予算額77万円、対前年比48万円増額するものでございます。法改正に伴うシステム改修事業補助金としまして、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する国庫補助でございます。

7目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額134万円、8目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額146万4,000円、こちらは高齢者の自立支援、重症化予防等に関する取組を推進するために交付を受けるものでございます。なお、介護保険保険者努力支援交付金については、令和2年度からの交付金であり、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価し、配分される交付金でございます。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、本年度予算額1億3,431万1,000円、対前年比332万9,000円増額するものでございます。社会保険診療報酬支払基金より介護給付費に対し交付されるものでございます。

279、280ページを御覧ください。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、本年度予算額6,218万2,000円、対前年比154万2,000円増額するものでございます。介護給付費繰入金は、介護保険給付費分及び介護保険施設費分の12.5%について、一般会計から繰入れするものでございます。

281、282ページを御覧ください。

6目その他一般会計繰入金は、本年度予算額1,119万1,000円、対前年比183万7,000円増額するものでございます。事務費について、一般会計から繰入れするものでございます。

7目低所得者保険料軽減繰入金は、本年度予算額386万4,000円、対前年比19

0万1,000円増額するものでございます。第1段階から第3段階までの保険料軽減分を補填する繰入金でございます。

9款1項1目繰越金は、本年度予算額337万8,000円、対前年比37万8,000円増額するものでございます。前年度の介護保険会計の収支による繰越金を予算計上するものでございます。

287、288ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額486万1,000円、対前年比108万2,000円増額するものでございます。増額となった主な要因として、介護保険システム改修委託料としまして、法改正に伴う介護報酬改定等に伴うシステム改修を計上したことにより、増額となっております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費は、本年度予算220万8,000円、対前年比104万3,000円増額するものでございます。増額となった主な要因として、介護保険料納付通知書の封入・封緘業務委託増によるものでございます。

289、290ページを御覧ください。

3項介護認定審査会費、1目認定調査費は、本年度予算額436万2,000円、対前年比2万8,000円増額するものでございます。増額となった主な要因として、12節の訪問調査件数が令和2年度160件の見込みに対して、令和3年度170件と見込み、10件増による増額となっております。その他は説明欄に記載のとおりでございます。

291、292ページを御覧ください。

4項1目趣旨普及費、本年度予算額39万9,000円、対前年比16万4,000円増額するものでございます。増額となった主な要因として、介護保険制度周知用パンフレットに要するものでございます。

2款1項1目保険給付費でございますが、令和3年度から予算の編成方法を変更しており、前年度予算の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費を一くくりにし、保険給付費として計上しております。本年度予算として4億8,558万9,000円、対前年比1,174万2,000円増額するものでございます。増額となった主な要因として、居宅介護サービス給付費負担金の通所リハビリテーションで前年比約870万円増、介護予防サービス給付費負担金の介護予防通所リハビリテーションで前年比約200万円増による増額でございます。

295、296ページを御覧ください。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は、本年度予算額1,063万1,000円、対前年比69万8,000円増額するものでございます。この科目では、介護サービス費の1か月の利用者負担額の超過分に要する経費であり、前年度実績により必要額を見込み、予算計上しております。

297、298ページを御覧ください。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費は、本年度予算額93万3,000円、対前年比10万1,000円減額するものでございます。減額となった主な要因として、高額医療合算介護サービス費、申請件数が見込みによるものでございます。

303、304ページを御覧ください。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、訪問・通所生活支援は、本年度予算額1,078万6,000円、対前年比73万9,000円増額するものでございます。この科目では、総合事業に伴う要支援者及びチェックリスト対象者に要する費用であり、主に報償費では、筋力アップ教室や訪問相談の従事者謝礼金、委託料では、通所型サービス、ふれあいサロンの社会福祉協議会への委託料、住民主体サービス、家庭ごみ排出支援事業のシルバー人材センターへの委託料、負担金、補助及び交付金では、訪問型サービス及び通所型サービスの介護事業所への負担金に要する経費を予算計上しております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、本年度予算額114万1,000円、対前年比5万9,000円減額するものでございます。この科目では、介護予防サービス計画作成に関して、社会福祉協議会及び居宅介護支援事業者の業務委託に要する経費を予算計上しております。

305、306ページを御覧ください。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費は、本年度予算額1,242万7,000円、対前年比68万5,000円減額するものでございます。この科目は、高齢者の心身の状況や生活実態に関する相談支援業務であり、地域包括センターの管理運営に必要な経費を予算計上しております。

311、312ページを御覧ください。

8款1項1目予備費は、本年度予算額795万2,000円、対前年比524万6,000円増額するものでございます。この科目は歳出の予算額を調整しております。

313ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。前年度と同様、在宅医療・介護連携ネットワーク運営委員会委員6名及び認知症初期集中チーム検討委員会委員報酬分となります。

314、315ページを御覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。地域包括支援センターシステム賃貸借料としまして、現年度額は519万1,000円、令和2年度までの支出見込額は275万3,000円、令和3年度から令和4年度までの支出予定額は243万8,000円、介護保険事務処理システム事業賃貸借契約に伴う賃貸借料としまして

限度額は230万円、令和3年度から令和7年度までの支出予定額は230万円でございます。

以上で令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤好博君） 事務局の説明が終わりましたので、御質疑のある方は御発言ください。

御質疑はございませんか。

○委員（中川和子君） まず、278ページの国庫補助金の調整交付金ですが、1号の方の格差調整ということでお聞きをしているんですが、具体的にはどのようなことがされるのでしょうか。

それから、8目の介護保険保険者努力支援交付金が来年度新しく入ってくるわけですが、支援交付金の算定根拠を教えてくださいと思います。

それから、入のほうは278ページで、介護保険事業費補助金、報酬単価の改正に伴うということ、288ページの出のほうでは介護保険システム改修委託料154万円と上がっているわけですが、今回、報酬単価が改定されることによって、利用料というか、利用者の負担増につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから、今回、大きく保険給付費ところが予算書を一くくりにしたということ、なぜそのようなことになったのか、その経緯を教えてくださいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） まず、278ページの調整交付金の内容ですけれども、こちらは第1号被保険者の要介護、要支援の認定者数などにより算出される交付金であります。ただ、こちらの交付金に関しましては、国のほうから調整交付金として確定した時点での金額が交付されますので、根拠としてはそういうような格差の調整というのがあるんですが、金額的なものについては、国のほうからの決定ということで御理解いただきたいと思います。

次に、介護保険の保険者努力支援交付金につきましては、こちらの算定の根拠ということなんですが、介護保険の国庫負担金の先ほど言ったように令和2年4月1日からの施行ということで、もう既に令和2年度からこちらの交付金のほうは予算上で計上されているんですが、その2年度の実績に伴って今回交付見込額ということでの予算計上をさせていただいていますので、御理解いただきたいと思います。

次に、288ページの介護保険のシステムの改修の委託料について、今回、介護の3年に1度の報酬改定があるんですけれども、そちらの利用者の負担の影響はということですが、今回システム改修を行うことによってどのような影響が出てくるかということは現時点では把握しておりませんので、今後、その辺りが影響というか、報酬改定によってどのような数値が出てくるかというのは、今後のことなのかなということで御理解いただきたいと思います。

あと、292ページの保険の給付費の今回の構成の内容についてですが、先ほどどうか、説明もさせていただいたように一くくりにしているんですが、実際に今までは款項目別で予算編成をしていたんですが、議案説明会のときにも利用者自体がやはり在宅の居宅だったり、施設に入られたりとか、あと、通所だったり訪問だったりとか、サービスの利用をそれぞれ変更される方も多いものですから、それぞれ款項目で予算編成をした場合にそれぞれのごとに補正予算を組んだりするということもありまして、弾力的にその辺りに対応するために、1つの保険給付費の中で予算が動かせるというような形の弾力的というような今後予算編成をしていきたいということでの1くくりにした変更ということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 278ページの調整交付金、国から金額は決まっているということですけど、認定者と要支援者の格差調整という意味がよく分からないので、もう一度説明をしていただきたいのと、それから、291ページの一くくりにしたのは、利用者の方がいろいろ利用の仕方が変わるのでということは伺ったんですが、こういうような、どこの市町でもありますよね、利用の仕方が変わるという。ほかの市町でもこのようなことがされているのか、町独自の考え方なのか、教えていただきたいと思います。

○福祉健康課長（松本 大君） 先ほどの278ページにつきましては、調整交付金、市町村間の調整という意味での格差という意味であって、被保険者とかそういう意味ではないということで御理解いただきたいと思います。

あと、292ページの今回の予算編成なんですが、もともとは厚生労働省のほうから介護保険制度が始まった時点で、もともとの令和2年度までの予算編成という科目での予算編成が示されておりました。ただ、最近になって近隣の市町においても予算編成をこのような形で一くくりに変更してきているというところも、その辺りの近隣の確認もさせていただいた上で予算編成をそうされているところがありましたので、木曾岬町としても弾力的にやはり予算執行できるような形で弾力的に今回するために一くくりにさせていただいたということで、近隣の市町も確認させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤好博君） よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 一くくりにしたことによって、例えば国県支出金だとかその他財源、一般財源の内訳が分かりにくくなるのではないかと思ったのと、あと、厚労省の関係で、それと、あと、近隣の市町でこのようにやっているということをおっしゃいましたが、具体的にどこの市町がされているのかを教えてください。

○福祉健康課長（松本 大君） 具体的に言うと、いなべ市と弥富市です。

○委員（中川和子君） 国県支出金と一緒にいただいた内訳も。

○福祉健康課長（松本 大君） そちらの補助金に関しましては、国も県も法定の率に基づいて補助金の申請はしますので、こちらの予算編成の枠組みが一くくりになったとしても補助金に影響が出ることはありませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

これまで個別に審査し、質疑をいただいて進めてまいりましたが、最後に、これまで議題といたしました全ての議案について、再度質疑がございましたら御発言願います。

よろしいでしょうか。

○委員（中川和子君） 一般会計の補正予算の77ページですが、夢とふれあい教育基金積立金に170万上げられていますね。70万は繰上償還分で、100万円はほかの総務のほうなのでまだ審議をされていないんですけど、夢とふれあい教育基金に積み立てた100万ということなんですけど、予算根拠となる条例がまだ審議されていない中で、ここで賛否を問うのはいかがなものかなと思うんですけど、いかがですか。

○委員長（伊藤好博君） 質問、分かりますか。

もう一度説明してください。

○委員（中川和子君） ですので、77ページの夢とふれあい教育基金の積立金が170万ありますので、70万は繰上償還ということで入っているわけですが、100万の夢とふれあい教育基金は条例改正が後に出てきますので、まだここで賛否を問うのはいかがなものかということです。

あと、それから、一般会計のところですが、給食センターで新しく会計年度任用職員として栄養管理士を雇うということですが、栄養教諭が兼任されていたというのは非常に大変だったろうなと思いますし、管理栄養士を雇うということは賛成なんですけれども、専門職であって長く続けていっていただくのなら、やはりきちんと新しく始めるのなら正規で採っていただくというお考えはなかったのでしょうか。

○教育課長（黒田和弘君） 給食センターの管理栄養士の件でございますが、業務の整理をするというところで、業務の内容とかそういうものを勘案しながら業務量等々を検討して、会計年度任用職員で一旦やってみようというところでございます。正職員と会計年度任用職員とどちらにするかという議論はあるかとは思いますが、今回初めてこういう整理をさせていただきますので、その中でまず会計年度任用職員として任用していこうというところで考えておりますので、御理解よろしくお願いします。

○副町長（森 清秀君） お問合せいただいた77ページの夢とふれあい教育基金の100万円の分なんですけど、予算審議をいただくのに各常任委員会に分割して予算審議をしていただいておりますと、こういう課題がついて回る課題というふうに考えてございます。審議の方法については議会のほうにお任せしますので、御判断いただければと思います。

以上です。

○委員（中川和子君） 先ほどの管理栄養士さんの雇用の体系ですけど、取りあえずということですけど、今後、正規でやっていくという方向もあるということですか。やるなら最初から、業務量のこととも言われましたけれど、正規できちんとやっていくべきではないかと考えるんですけど。

○委員長（伊藤好博君） 予算に関しての質疑ですから、そのような質疑をしてください。

○委員（中川和子君） だから、会計年度任用職員の予算でついているから言っているんです。

○教育課長（黒田和弘君） 必要であれば今後検討していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤好博君） よろしいですか。

ここで暫時休憩とします。

午後 3時41分休憩

午後 3時45分再開

○委員長（伊藤好博君） ここで休憩を解き、本委員会に戻します。

ただいまの中川和子さんの発言、夢とふれあい教育基金の積立金に関しては意見だけということで、申したかったというだけで、協議は行いません。質疑として扱いません。よろしくお願ひいたします。

御質疑、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

質疑も出尽くしたと思いますので、これより討論、採決に入ります。

それでは、議案第1号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第9号）についての所管部分で、討論があります方は御発言ください。

討論ございませんか。

○委員（中川和子君） 夢とふれあい教育基金ですが、出のほうで、予算根拠となる積立金の100万の条例がまだ審議されていないことから、採決は棄権します。

○委員長（伊藤好博君） 反対討論を聞いておるんですけど、よろしいですか、それで。次、賛成討論の方はありますか。お伺ひします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 他に討論がございせんので、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第1号に原案のとおり賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。賛成多数です。よって、議案第1号の所管部分は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第2号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論なしと認め、これにて討論を終わります。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第2号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、討論があります方は御発言ください。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第3号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第4号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論は終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第4号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第11号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号、木曾岬町立輪心乃里の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 討論がないようですので、討論なしと認め、よって、討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第12号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 議案第13号、介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

昨年の4月で制度開始から20年がたちました。21年度からは8期目に入るわけですが、制度の改定ごとに保険料が上がり続け、1期目の2倍強となっています。全国的にももう負担は限界だと言われていています。当町では、今回、第5段階で月600円の値上がり、

県内でもトップ水準に入ります。しかも、今回、近隣の自治体で保険計画のパブコメを求めるとき、保険料率がほかの自治体では提示されていましたが、当町の計画には提示されてありませんでした。こういうことも非常に問題だと考えています。

国による給付抑制が続く中で、介護保険料の引上げには反対です。3,000万の基金取崩しがありましたが、今、補正予算でまた新たに基金が積み上がるわけです。また、亡くなられる方、転出される方もいることから、そういう方にも返す意味でも介護保険料は据え置くべきだと考えます。

○委員長（伊藤好博君） 賛成討論はございますか。

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第13号に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） 挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定ですが、4条例に共通しているのは、感染症、災害、虐待対応、それから記録の仕様変更など、確かに正すべき点はあると認めます。しかし、ハラスメントに関して言えば、先ほど課長も認められたように制限がかけられていることに疑問があります。参考例があるのでこのような文言にしたと言われましたが、あくまで参考例で、町独自で考えるべきではないのでしょうか。

その他、利用者に対するサービスの制限、基準緩和などで職員の労働強化につながるおそれがあるもの等も含まれていることがあることから、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） ほかに討論者はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第14号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計予算についての所管部分で討論あります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第15号の所管部分に原案のとおり賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第15号の所管分は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより議案採決に入ります。

議案第16号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより議案採決に入ります。

議案第17号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第17号

は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について、討論があります方は御発言ください。

○委員（中川和子君） 議案第18号、令和3年度の三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計予算について、反対討論をします。

第8期の介護保険計画に基づいた予算であり、保険料の値上げ、また、報酬単価の引上げによる利用者の負担増は今は明らかではありませんが、負担増になり、給付抑制につながるものではないかと考え、反対をいたします。

○委員長（伊藤好博君） 賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 他に討論者がなければ、これにて討論を終結したいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 異議なしと認め、討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案第18号に原案のとおり賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。挙手多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

委員会報告書の作成及び本会議での当委員会での討論並びに決定事項に係る委員会報告を致すことを、私、委員長に一任していただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、私が委員会報告書の作成並びに委員会報告をさせていただきます。

これで、本委員会に付託されました12議案の審議を終わらせていただきます。

次に、その他の項に移ります。

本委員会の所管事項で何かございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤好博君） 発言もないようですので、これにて本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、本日の教育民生常任委員会を閉会いたします。

午後 4時 1分閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育民生常任委員会

委員長

署名委員

署名委員
